

参議院農林水産委員会會議録第十九号

昭和三十五年三月二十九日(火曜日)午前十時四十一分開会

委員の異動

三月二十八日委員青田源太郎君、石谷憲男君及び北村暢君辞任につき、その補欠として紅露みつ君、山本杉君及び藤原道子君を議長において指名した。
本日委員山本杉君、紅露みつ君、藤原道子君、山口重彦君及び北條鶴八君辞任につき、その補欠として石谷憲男君、青田源太郎君、北村暢君、亀田得治君及び小平芳平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堀本 宜実君
理事 櫻井 志郎君
仲原 善一君
大河原 次君
東 隆君
森 八三二君

委員

青田源太郎君
秋山俊一郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
重政 庸徳君
高橋 衛君
田中 啓一君
藤野 繁雄君
亀田 得治君
北村 暢君

政府委員

農林政務次官 大野 市郎君
農林省農地局長 伊東 正義君
事務局側 常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

農林省農地局参事官 正井 保之君
農林省農地局管理部長 庄野五一郎君

本日の會議に付した案件

○開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(堀本宜実君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。委員の異動について報告いたします。本日山口重彦君が辞任、その補欠として亀田得治君が選任されました。

○委員長(堀本宜実君) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(開法第四十六号、予備審査)を議題といたします。

本法律案につきまして、去る二月二十三日に提案理由の説明を聴取いたしました。まず補足説明を求めます。

○政府委員(伊東正義君) 御説明のございました開拓融資保証法の関係でございますが、先般、政務次官から提案

理由の説明がございましたので、若干補足させていただきます。

本制度でございますが、これは御承知のように開拓者に対し融資制度といたしましては、御承知の開拓融資の特別会計、これが一本の大きな柱になっておるのでございます。これは御承知のように入植者の基本営農資金でございまして、あるいは最近開拓営農振興臨時措置法が制定されてからは、振興資金という形のもの融資をいたしております。これは、たとえば大家畜とか、あるいは農業施設でありますとか、あるいは大規模農業といふような生産手段の調達をいたします際の長期資金、こういうものにつきましては、政府の特別会計で融資をいたすことに相なっております。これが大きな一本の柱でございますが、これと関連いたしまして、短期、中期の資金、肥料資金でございますとか、あるいは飼料の資金でございますとか、あるいは小家畜を購入する資金というような短期資金、大体一々々々返していくというような、中期資金は例外でございますが、おもに短期資金につきましては、中金からこれを融資いたしまして、それを中央保証協会、地方保証協会両方で保証いたしまして、なるべく開拓者の短期資金の支障ないようという意味で、この開拓融資保証制度ができておるわけでございます。

これにつきまして、大体の仕組みは、地方協会がまず保証いたしましたし

て、それを中央の保証協会が再保証するといふような格好になっております。

基金の六倍までの保証ができるというような制度に相なっております。あります。従来は、中央保証協会とそれから地方保証協会の出資の関係でございまして、実は三十四年度までは中央の保証協会の方の出資が常に地方の保証協会の出資よりも低かったというような現状でございまして、せっかく地方の保証協会がよいいな、たくさん出資をしておりますけれども、中央保証協会の出資がそれよりも下回っておりますと、その差額分だけにつきましては遊び金になってしまふ、保証の機能を果たさないというふうな状態で実はございまして、三十四年度までは実は中央の出資が地方の出資を追いかけいくというふうな状態でございまして、大体五千万程度毎年政府が出資いたしておりました、三十四年度は八千万の出資をして大体追いつく程度までの出資を三十四年度にいたしましたのでございますが、三十五年度の考え方として、それは、それより一歩踏み出しまして、中央の保証協会の出資が地方の保証協会の出資よりもよいいになるというふうな格好になります。実は数字で申し上げますと、現在の地方協会の出資は四億九千八百万でございます。これに對しまして中央は四億九千五百万というふうなことでございまして、現在でも三百万ばかり中央の方が少ないわけでございますが、これに地方協会もおそらく来年出資をするであろうとい

う見込みを立てまして、それより先に一つ政府の方で出資をいたそうというふうなことで、中央保証協会の出資の見込みを立てまして、大体一億程度ぐらいいは出資するのじゃなかろうかというところで、まず中央の保証協会の出資を一億よけい最初に出しまして、そうして地方の協会の出資をそこまでついでいこうというふうな考え方で一歩踏み出したわけでございまして、中央の保証協会の中で大部分を占めますのが政府の実出資でございます。先ほど四億九千五百万が中央協会の出資と申し上げましたが、そのうちで三億九千万が政府の出資でございます。この政府の出資の三億九千万を今度は一億増資いたしまして四億九千万というふうにいたしまして、中央の方が地方の協会を一つリードして、地方協会の出資をそこまで引っぱって、先ほど申しました開拓者の短期資金の支障の保証の限度を一つ高めようじゃないかというのがこのたびの御審議をいただいております開拓融資保証法の一部改正の要旨でございます。

大体、この制度で保証をいたしております大部分が開拓者の肥料代金でございます。次に大きいのがえさでございますが、大部分は肥料代金の手当をしますときの保証がこれが回っておりますが現状でございまして、補足説明をさせていただきます。

○委員長(堀本宜実君) 本案について御質疑のある方は順次御発言を願ひ

ます。

○中田吉雄君 理事会等で定められ
した議事の進め方については別に異論
はないのですが、これはまあ出ていま
す他の法案との関連でやらねばなりま
せんし、開拓政策そのものの関連で見
るとはたして一億しかで、てこ入れが
できるかどうかというような基本問題
に触れるわけですが、開拓融資保証法
の一部を改正する法律案参考資料とい
うのを、若干内容を知るに足る資料を
いただいたのは本日本んです。本日は
ただいておいてすぐ月末にこれを上げ
てしまえというの、実際は一億だか
ら大したことないのだから通しちゃえ
というような、少し事務当局として
は——実際これをきょういただいたて、
やれと言っても——ですから、政府の
提案理由にもありますように、十五万
戸戦後入植していろいろ大きな移動も
あり、過剰入植をどうするとか、いろ
いろあるのですから、そういう開拓政
策の全貌を知るに足るような資料も至
急、まああつていいだきません
と、まあ一億のわかりきった法案だか
ら大して審議せずに通すというように
もとれぬこともないわけです。そうい
う資料をいただいてやりたいと思いま
すので、ぜひ至急に一つ出していただ
きたい。

○政府委員(伊東正義君) 御要望の
点、至急取りそろえまして提出いたし
ます。

○櫻井志郎君 ただいま資料をいただ
いたので、私も中身がまだよくわから
ぬのでありますが、従来、地方保証協
会の資金の方が多くて、中央保証協
会の方が少なかった。従って、その差額
が遊び金のような形になる、こういう

ことが一つには中央保証協会の資金を
多くするために政府が一億円出資しよ
うということであつたと思うのであり
ますが、現在の資金で実際の運営上、
それで足りるかどうかという点が一
点。それからいま一つは、地方の保証
協会が今後資金を増加する傾向がある
のかないのか。かりにあつたとして
ば、なぜそうなるのか。また、多く
なつた場合には、また、それを追っか
けて中央の方が資金の増額をはからな
ければならない。また、そのために政
府出資金を増さねばならぬのか。ま
た、そうだとすれば、それを追っかけ
てその必要のためにまた法律改正とい
うものが出てくるのかどうか、そうい
う点について少し局長の説明を聞き
たい。

○政府委員(伊東正義君) 後段の方か
ら御説明いたしますが、実はこの法律
改正は毎年やっております。法律がで
きましてから毎年やっております。ま
当初は約五千万程度の出資が毎年あ
り、中途で三千万円くらいになり、昨
年八千万、今年一億というようにな
つて、出資を増額いたしております。こ
れは先ほど御説明いたしましたよう
に、この保証の出資金では実は現在ま
だ足らぬのじゃないかという感じを私
ども持っております。たとえば先ほど
申しましたように……

○櫻井志郎君 現在持っているのは一
億……

○政府委員(伊東正義君) そうでござ
います。たとえば開拓者が肥料を買
つておりますが、化学肥料で四十億くら
いのものは買っております。これに対
しまして、この制度で保証いたしてお

りますのは十四億から十五億くらいで
ございます。これは理由はいろいろご
ざいます。これは制度の利用できない
人がほかの商人から買うという場合も
ございまいし、また、この制度を
通さぬで、総合農協から買うという場
合もございまいし、開拓者の側からす
れば、この制度で保証をしてもらつ
て——保証料は取られませんので、こ
の制度で保証してもらつて、短期資金
を手当てしていくということが、一番短
期資金の手当としては正当であり、望
ましいというところでございますので、
開拓者の側から、実は毎年自発的な
増額がございます。三十四年度まで
は、実は政府の方がそれを追いかけた
というような形でございまして、三十
五年は当然またそういうことがあるだ
ろうという前提で、一億の出資をした
わけでございますが、この一億を出し
ます根拠としては、大体一年間で
それくらいいじやなろうかという過去
の経験あるいは開拓者側の増資計画、
両方からあはれいしてみまして、開拓
者の計画の約九割くらいのところは固
いのじゃないかということで、押えて
増資をしましたので、先生のおっしゃ
いましたように、また将来は開拓者の
方でもっと出資をする、そしてこの保
証制度を利用していくということにな
りますれば、政府の方もまた増資をす
るということで、法律の改正になって
いくだろうというふうに考えており
ます。

それからもう一点の地方協会と中央
協会の関係でございますが、従来は地
方の方で非常にこの制度を利用したい
という声が強くて、出資がどんどん出
たにもかかわらず、政府は実は追っか

けたと申しましたが、追いかけれな
いような実情でございます。常に何千
万円、昨年は八千万円とほとんどだ
たのでございまして、五、六千万ずつ
の穴が実はあいております。そうしま
すと、この六倍でございまして、五
千万でありますと三億の保証がほと
うは中央の方にもありますればござ
いまして、差がございまして、こ
の六倍だけは保証がでないという
ようなことで実は遊び金になっていた
というのが現状でございます。

○中田吉雄君 行政管理局が全国の十
五万戸の開拓農家の中で営農不振に悩
んでいるのが十万户、こういうふう
にして十万户は不振入植者だとい
うので、三十三年度監察してかなり総合
的な勧告をしていくわけなんです。十五
万户入植して十万户も不振農家だとい
う、これは非常に重要な問題です。と
ころが、今回予定されているのは、ほ
とんど金融関係ばかりで、あるいは改
良普及員その他はあると思ひます。営
農指導員、そういう点では非常に総合
的でないように思ふのですが、この問
題どうですか。十五万户入植して十万
戸不振、その十万户の監察をやつてい
ろいろ勧告をしているわけですが、あ
まりにも大きい、ほとんどが不振入植
者だということですが、今回はほとん
ど金融ばかりのようですが、どうなん
ですか。

○政府委員(伊東正義君) 御承知のよ
うに開拓営農臨時措置法は三十二
年に制定いたしました振興計画を立て
たわけでございますが、これを出した
農家は大体九万四千戸くらいでござ
いますから、先生のおっしゃいました十
万ということとほとんど同じような数

字となります。おそらく行政管理局の
数もそれが根拠になっていると思ひま
す。これにつきましては実はまあいろ
いろ過去の原因はございまして、緊急開
拓当時入った人が実は大部分でござ
いますので、その当時は先生のおっしゃ
いましたような営農の指導の問題、あ
るいはどういふ形の農家を作つたら
いだろうかというようなことも、まあ、
比較的等閑視されたと言つては語弊が
ありますが、当時の情勢として、何と
かして食糧を増産させるということ
と、都会の失業者、引揚者その他を農
村に入れようじゃないかというよう
なことでやりましたので、その当時とし
ましては、私はそれで一つの大きな意義
があつたと思ひますが、今になって参
りますと、たとえば配分した農耕地が
面積が少ない、あるいは入つただけで
建設工事がおくれている、あるいは最
近のようになりまして非常に酪農とい
うような問題が入つて参りますと、ほ
んとここにこれを運び出す道路がない
というように最近の経済情勢に適応し
て考えてみますと、相当過去にやりま
したことがそれに適応しないところ
がいろいろございまして、それで実は、先
ほど申し上げましたような振興計画を作
りまして、これに基づきまして一つ九
万数千戸の人の営農振興をはかつて
いこうじゃないかということと今や
っているわけでございます。この振興計画
は、先生のおっしゃいました金融
関係の面と、もう一つは建設工事の
関係、それから先ほどおっしゃいま
した営農の指導というところは、振興計画
としては出て参りませんが、これを達
成するには、どうしても必要な営農の
指導というふうなことが中心になつて

いくわけでございます。それで、今年度の対策といたしましては、先生御指摘になりましたように、法律で出て参っておりますことは、確かに資金関係がほとんど中心でございます。ここにあります開拓融資保証法、それから災害を受けた場合の災害資金をどう考えていくかという問題、それから過去に借りました政府から負つておる債務につきまして、償還の条件の緩和をしていくというようなことが、今度、法律でお願いしております中心でございます。建設工事を伸ばしていかうというように、たとえば不振開拓地区につきましては、建設工事を終わつたものについては、開拓地改良というように、道路をつけますとか、あるいは飲料水を引くとかいうようなことも、昨年の倍ぐらいの実は予算は計上しております。それから建設工事につきましても、昨年よりは上回つた建設工事費をつけます、工事のおくれによります。不振も一つ解消していかうじゃないかというところは、これはまあ法律関係以外で予算的にそういう措置はいたしております。で、御審議お願いいたしておりますのは、ほとんど資金の関係でございますが、一点、開拓者の開拓資金臨時措置法の中で、審議会を一つ設けまして、先生のおっしゃいましたような問題につきまして早急にもう一回、審議会で関係各方面の方から御審議いただいて、それでは三十六年度からどうしていかうというふうなことも審議しまして、それに合わせてまたやっていきたいというふうな考え方を持っております。

○中田吉雄君 ただいま述べられたように、終戦直後のああいう事態においては、まあ御指摘のような意義があつたと思うのですが、十分再検討を要する段階だと思つたのです。特に、行政管理庁も指摘してありますように、十五万戸のうち十万户も不振入植者である。この問題で私は、やはりそういう点で、まあコンテニアを開くという意味であつち、できるだけ国土を高度に利用するために開くことはけつこうですが、日本の内地植民の仕方が非常に問題が——私も最近二、三見たのですが、入植地の選定が交通という問題よりも、土地のよし悪しという問題を中心に入植しているために、その入植地まで行くために五キロも六キロも、二十キロもあつたりして、もうほとんど交通問題が死命を制するようになって——まあアメリカをずっと開拓した歴史を見ても、南米の開拓を見ても、ずっと漸次戸口からやっていて、びよこんと交通網のないような、何十里、何百キロも奥地に開くというようなことはやらないのです。この点が私は日本の開拓政策を非常に——もよりの所から二十キロぐらいあつて、そういうやり方の開墾が私は非常に大きな問題で、これは北米でも南米でも開拓の歴史を見たら、漸次ずつと開いていて、飛び飛びに交通網との関係なしに開くというふうな入植の仕方は比較的やていないのです。私はそこに非常に——道路の建設工事はやてもらへる、その維持管理、補修等に奔命に疲れてどうにもならぬ。むしろ、そのいい土地が二十キロも離れて、よし、集団的にあつても、むしろ若干土質等は悪くても、もっと交通網という問題を中心に漸進的に戸口から開いていけば、集略の形

態その他もよかつたと思つたのですが、その点が私非常に問題で、ですから農林省から出しておる農林時報を見ましても、全国開拓者連盟で最も強い要望というものは道路なんです。最も強い要望の一つは道路、用水の建設工事を早急にやてくれ、これが第一の要請になつておるという点は、日本の開墾入植政策の根本に触れる問題で、何十キロ離れた所に、たつた十軒か二十軒の所に行くために、その道路も通れるように、しかも、火山灰等でちよつと雨が降れば泥濘になるものを維持管理して、農産物あるいは所要資材を運搬できるようにするというのは、けたはずれた経費が要すると思う。私は、ただいまのような、今回出されたものに關連する金融の一連の法案も重要な対策ですが、そういう問題との關連でやらぬと、なかなか、毎国会、てこ入れされてみて問題じゃないかというふうに思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(伊東正義君) その点は私全然同感でございます。過去にやりました開拓では、先生おっしゃいましたようなことが非常に私多かつたのじゃないかと思ひます。これは未墾地買収の仕方の問題も一つであらうと思ひます。たとえば奥地の問題、それから農の形態が最近特に酪農となりまして、特に道路等が必要でございますが、過去においては若干そういうものが欠けたところに入つておる。人を入れるというところが中心で、そのあとでどうするのだというところに若干欠ける点があつたと思ひます。私は将来のやはり開拓につきましては、先生おっしゃいましたように、既存の農家、こ

れは開拓というものは既存農家の対策だ、そこで、既存農家の経営面積をふやしていくということ、地元増反といひますか、増反部分等につきましては、過去においてあまり力が入らなかつたのでございまして、一つは、近所に地元増反をするということ、既存の農家からあるいは開引くといひますか、既存農家の間引きということ、入植が行なわれて、既存農家の経営規模が大きくなつていくという見地から開拓をやていくべきだというふうなことを考へておりました。最近、先生のおっしゃいましたように、新しい入植の場合には、極力そういう土地の条件だけでなく、やはりそのあとの経済条件、市場条件というものを考へて、そういう所に開拓をやていったらどうかということ、新しい市町村の地域開発という場合には、従来はどつちかといひますと、国、県という上からおろしてやるような開拓を考へたのでございまして、最近市町村の方から、ぜひこういう所でやてくれというふうな、下からの要望のあるような所をやていくというふうな形で、先生のおっしゃいましたようなことにならぬように、なるべく市場条件というものを考へた開拓をやていくということにつきましては全然同感でございます。

○中田吉雄君 ですから、この行政管

理庁の勧告を見ましても、建設工事の施行が十分でないから、せつかくの営農資金も効果を上げていないといふことを指摘して、やはり営農資金を効果的にするために、建設工事の促進をやらなければいかぬ、こういうやはり勧告を三十三年にやてているのです

が、われわれ少ない見聞ですが、見て、やはりそれなすには肥料資金や、さつき言われたえさの資金としてやてみて、十分な効果を上げぬのではないかと思ふので、その点を特に今後早急に一つ補強してもらいたいという点と、これは農林漁業の方でも質問したいと思ふのですが、この開拓関係の貸付ですか、開拓ワクはいつても残ができて非常に回収不能というふうなことで、開拓の融資ワクをいつも残しておるし、さらにまた、業務方法ですが、でも期限を非常に短縮して、大体二年据え置き十五年というふうなやつを七、八年に短縮して、設備資金ですから大体二年据え置き十五年償還というものが共同施設その他で、農林漁業なんです、特に開拓については七、八年の短縮した形で適用するといふようなことで一そう困難なのに、さらに条件が悪いといふようなことも、これは行政管

理庁でも指摘してありますが、これはいかがですか。

○政府委員(伊東正義君) 御指摘の公庫資金は二つ出ております。先生おっしゃいました設備資金の方法で十五億といふことでやております。もう一つは、自作農資金でございますが、この二つ出ておりますが、先生のおっしゃいましたように、片方の自作農資金につきましては、ほとんど消化して

○政府委員(伊東正義君) 開拓者の全部の借金の問題でございますが、その中で大部分といえますか、一番大きな割合を占めるのは政府から出ている金でございます。私どもとしましては、今までの政府の方から貸しております。債権の償還状況を見ておりますと、実はだんだん下がっておりますで、三十一、二年ごろまではよかったのですが、ございますが、そのあとで実は急カーブを描いて下がっております。それでいろいろこれは原因がございます。ございしますが、われわれの方としましては、これではそのままではいかぬじゃない

がわからぬということが往々ござい
ます。開拓者は払ったんだけど、農
協からは国に払われていないという
うなこともたまに例として出てお
りますし、開拓者は元金のつもりで返
しているんだが、組合全部で経理してお
りますので、金利として返しておるとい
うようなことになります。組合と開拓
者との関係が非常に不明確なことも多
いということがございますので、今度
は国の債権につきましては、その関係
は断ち切ろうということ実は考えた
わけでございます。農協の一般論につ
きましては、先生のおっしゃいました
ように、私もこれが開拓農協とし
て存在価値があるのかどうかと思われ
るものが実は多うございます。で、私
の考えとしてはこの開拓者個人の
ことに手をつけた次には、この農協を
一体どういうふうにするんだ、開拓農
協として総合農協並みにいける農協は
それでよろしゅうございますが、それ
以外の農協につきましては、これは総
合農協に吸収、合併をするとか、いろ
んな手段を講じまして、入れものの方
も一つしっかりしたことをやらにや
いかな、次に打つ手はそういうことでは
なからうかというふうに実はわれわれ
も考えております。

○岡村文四郎君　これは今泣きご
言ってもだめなんでして、もてが誤
っておりまして、開拓者は開拓者で農
協を作つてやるなんていうこと、それ
自体が実は無理なんです。ですから、
今既存農協に取れといつてもなかなか
借金も取れません。これはすっぱりと
はだかにしてしまふ必要があると思
います。ですから盛んに既存農協が取る
べきだと言う方もございますが、けっ

こうと思つてやらにやならぬと思ひましても、現在のままじゃ取れませんが、開拓者というものはそんな協同組合を作つて、そこへ事務員に入る、こんな者は開拓者じゃないんです。ですから、今入つてゐるのは、まあ地方で万才をやつたとか、あるいは何をやつたという者が入つておられます。それだから悪いことばかりして、いけません。だから私は北海道へ行つて、十二年目に初めて協同組合へ入つた。それまでは、自分のことができないのに入つてはだめだと思つて入らなかつたんです、開拓者精神で。開拓者が開拓農協を作つて、そこで事務をとるといふことは――役所がやれば別ですよ、それは。作つたことが無理ですから、この際きれいに借金をなくして、既存農協に引き取るということになると取つてくれると思ふんです。現在のままではとても引き取つてはくれませんから、その方面に早く進めてもらうことが非常にいいことだと思ふ。私は今の一億ぐらゐの融資のことを何も論じてゐるわけではありませんが、根本を考へてもらわないと、みんなこうやつてゐることが罪を作る原因になるのでございまして、一つ役所の方でも罪を作ることをやめて、今度は一つ喜ばしいことにしてやろうということにならないとほんとうにかわいそうだ。ですから、もっと体験者の言うことを特に聞いてやらなければだめだ。結局、そういう道に進めるように御努力願ひます。

○東隆君 私は、開拓関係の問題を考へるときに、昔の明治時代からずっとこのような状態でもって開拓地の問題を考へると、だいたい問題がむずかしくなると思ひますが、たとえば、今の開拓者は、これはみんな文化施設になれた人が開拓地に入るのですから、これはもう昔の電氣も何も知らなかつた時代に入る者と非常に違つておるわけですから、従つて、どうしても開拓地には、今の時代における最も進んだものを、今に導入することのできるものは、この際どんな中に入れてもらわないと問題にならぬと思ふ。たとえば道路の問題が先ほどありましたが、これはもとよりでありまして、ラジオにしても、テレビにしても、そういうようなものこそが中に入つていかなければ問題にならぬと思ふ。そういうようなものには非常に金がかかるようでありまして、けれども、これは開拓地に進んでいくことはもう無理なんです。従つて、そこに行く者はどういふ人かといふと、落後者が行くだけです。進んでそこに行つて開拓をやろうといふような心組んで行く者はそこに入るのじゃない、今の時代においては。だから、そういうような意味で環境の整備をこの際どうしてもやつて、それを前提に置いて開拓といふことは考へなければならぬ。これはこういうことが前提にならうと思ふ。

それからもう一つは、協同組合関係の問題であります。これは農業協同組合法によつて開拓農業協同組合が作られるわけでありまして、それで、今の状態でありまして、既設の農業協同組合に加入しようと思ひます。これは私は農林省の農地局の方の指導の線が強いからそういう形になつておると思ひます。つまり、既設の農業協同組合は開拓農家に入つてもらつては困るという考へ方、それからまた、開拓農業協同組合の連中は既設の農業協同組合に入ると、何か自分たちには非常に損なような考へ方、こんなような考へ方で、まさに磁石のプラス、マイナスの形で相反でなくて、両方ともみんながプラスの形で反発をしておる。こんなような形が開拓地に私はあると思ふ。この際どつちかプラス、マイナスを反対にして、そうして既設の農業協同組合に十分に入るような、一緒にやつてやるような、そして中でもって開拓農業協同組合に対してはそういう線をはきり出すような形――今もお話がありましたように、開拓農業協同組合の構成員は非常に少ないのであります。それで、少ないけれども、しかし、相当散らばつておるということは事実であります。そういうような点で、やはりある程度、既設の農業協同組合に農事実行組合のような形でもって加入する必要がある。昔北海道でもって、産業組合の初めのときに、勅令でもって突は産業組合の方が別途にできておりましたが、これは私は非常に開拓地には考へなければならぬ問題だらうと思ふ。開拓農家は出資をすることができないのですから、その当時はどういふふうにして農業協同組合、当時の産業組合に出資をしたかといふと、労力を提供したもので出資に振りがえておられます。組合員が労力を提供して協同組合の仕事をした場合にはそれが出資になるといふ形です。そういう形でもって協同組合を作り上げてきた。そうしてしかも、相当強力な無限責任のようにな形をとつておるわけでありまして、それから無限責任の形でもって農業協同組合が開拓地にできるとすると、それ

は小さいけれども、しかし、非常に強力な共同責任を持ったところのものができ上がつてくるわけでありまして。私はそういうようなものを作ることができないならば、開拓農業協同組合というものに筋金を通すことができないと思ふ。それを私は法その他の方法によつて一つの精神的な面を獲得する方法だとして、こういうふうな考へておられますが、しかし、そういうような方法をとれば、私はやはり農事実行組合のようなものを特殊にしらえて、そのものは既設の農業協同組合に加盟することができない。そしてそのいろいろな集まりをこしらえて、開拓者の連盟とかいろいろの形でもって、開拓者の意思を中央その他に反映することができるといふ団体を強力に盛り立てていく、こういう形をとれば私は今の団体関係の問題は相当進んでいくんじゃないかと、こう考へておられますが、こういう点、協同組合関係、開拓農業協同組合との関係、そういうような点でどういふふうに進んでいくかについてお聞きをいたします。

○政府委員(伊東正義) 御質問ありました。今後の開拓の問題は、先生と私も考へ方が一緒でございます。落伍者が入つてくるという形はまずいので、やはりもう企業として開拓といふものはやれるという人がやつていかぬと、私はまた過去における失敗を繰り返すといふようなことになるのではなからうかといふような考へで、たとえば、そういうところに入植する人について、かなり金は持つて入るようには指導はしておるようなわけでございます。

それから環境の整備の問題、これもまことにその通りでございます。まだ電氣もつかぬ開拓農家が十五万のうち約四万ぐらゐ残つておるという現状で、ラジオも聞けぬといふことは、まことに気の毒な状態でございますので、こゝしも電氣の問題とか、あるいは飲料水の問題等につきましても、まだ十分とはいへませんが去年の五割増しとか、あるいは三倍というような予算も計上しまして、生活環境の改善につきましても、今後も努力したいといふような考へ方をいたしております。

それから最後の組合の問題でございますが、実はわれわれまだこういうふうな結論は実は持つておりません。ただ先生がおっしゃいましたようなことも一つの構想かとも考へられますが、われわれの方としては、今のままの開拓農協では、これはやはり将来の問題としてはいかぬじゃないか、先ほど岡村先生もおっしゃいましたし、われわれも実はそう考へまして、今度はこれについてどう考へるかといふことは、開拓審議会ができませんれば、私は一つの大きな議題として、そこでも一つ議論していただくといふふうな考へでおります。まだどういふふうに進めていくかといふことまでは検討はいたしておりません。

○東隆君 この融資保証法関係のものは、これは短期資金あるいは中期資金と、こうなつておるのですが、私はこれこそもちろん会員である開拓農業協同組合あるいは農業協同組合、そういうようなものを対象にされて貸されるのですが、その場合に、先ほど、今度は協同組合を抜きにして、個々の農家

に向かつて融資をする指導をするとか、こういうお話でしたが、これは私は相当な指導人員をふやさんければできないし、いたずらに仕事を複雑にして、そうして効果の上がらぬようなことになるのじゃないか。それよりも私はやはり組織を、農事実行組合のようなものでもいいから、そいつを強力なものにして、そうして中でもってちゃんと活動させるという指導方針を確立して、そうしてやる方がいいと思うのですが、今のお話ですと、どうも協同組合はあまり信用がでないから、そこで、一つ個人を中心にしてやるようにする、こういうお話でしたが、これは私はやはり相当考えなければならぬものじゃないかと、こう思うのですが、そういう方針でやりになるのですか。

○政府委員(伊東正義) 言葉が足りぬで失礼いたしました。先ほど申し上げましたのは、過去に貸しました政府資金と、それから将来貸します政府資金の実は関係でございまして、ここに御審議願っております開拓融資保証法の関係は、これは中金が系統を通して貸していくという仕組みでございまして、それを保証協会が保証するという形で、これにつきましては、ルートは従前通りでございまして、やはり組合が中金から借りて、組合が後者に貸すという形でございまして、

○東隆君 そこで、今の後者の長期の資金ですね、こげついております長期の資金、しかも、政府資金でもってこげついておりますものを肩がわりする資金ですが、これは今のところ自作農創設維持資金よりも条件のいいものが出る可能性がございしますか。

○政府委員(伊東正義) 今の御質問でございしますが、自作農創設維持資金は、これはいわゆる系統外から高利で貸りていっているような借金で、肩がわりをしようというために、自作農資金を貸し出してあります。それから政府資金で延滞になっておるもの等でございますが、実はこれにつきましては延滞になっておりますものを元本に加えて、そうして従来三分六厘五毛で借りていたものは、同じ三分六厘五毛で、人によりましては、また新しく借りかえのような形でございしますが、償還条件の緩和をしまして五年据え置き、十五年三分六厘五毛というように形にしまして、全部で二十年間延滞するというような借りかえ的な措置をいたそうと考えております。それから五分五厘で政府から出ておりますものにつきましては、やはり五分五厘の金利一本にまともな形で、これも延滞したものがあれば、元本に加えて、これも従来の三年、九年、十二年、北海道につきましては五年、十五年、二十年というような形にしまして借りかえ的な措置を講じまして、条件の緩和をはかっていこうというやり方をしてたしてあります。

○東隆君 これは実は先ほどお考えになつておった個人を中心にしたいろいろな償還計画あるいは更生計画、そういうようなものが組合員の個々の者ができるのですか。この指導は一体どういうような人がおやりになるのですか。

○政府委員(伊東正義) 御承知のように振興計画を作りましたのは、開拓営農振興臨時措置法に基づきましてあれは三十二年に制定になったのでござ

いですが、三十四年の三月三十一日が提出期限になっておりまして、振興計画が実はできたわけではございません。これは営農指導員というような人がこれを指導する。もちろん、開拓農協等もこれを手伝うことはもちろんでございますが、県等が中心になりましてこれを指導いたしまして、そうして知事が承認するという形をとったわけでございます。

○東隆君 新しい法律を用意されておるのであります。開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案というのが出ている、これでもっておやりになるわけですか、今の。

○政府委員(伊東正義) これは過去に振興計画は実は作っている人でございまして、ところが、営農がなかなかうまくいかぬ、振興計画、今のような政府に償還していったのでは振興計画の達成ができぬというやうな人、これは政令で今後きめていきたいと思っておりますが、そういう人につきましては、償還条件の緩和をはかっていこうというのとでございします。特にまた振興計画を作るとかということはしないで、従来の振興計画はそのままにしてございまして、その振興計画達成上困るからこういう償還条件に直してもらいたいということをやるわけではございませんが、その場合には、私どもの方の事務局、県が中心になりまして、そのほかに開拓者の県連等もございしますが、そういう人にも手伝いをしてもらおうというやうな形でこの仕事を二年間にわたって進めていきたいというやうな考えでおります。

○東隆君 そうすると、これはよその

方に出てはなはだ相済みませんけれども、二年間という、既設のものであつて、振興計画ができておるものに限るわけですね。そうすると、どういふことになるかという、現在の線からはずれないものなのではないか、いろいろなものができてくると思うのであります。そういうものにかへて手をつけることによって急速に開拓者として成功をする、こういうやうな面は、これは省かれるわけですね。

○政府委員(伊東正義) 今御質問の点は、私どもの方としては、やはり中心は開拓営農振興臨時措置法の考え方が中心でございまして、振興計画、要振興開拓者ということで振興計画を作った人を対象にしてやっています。ただ例えうという考え方でございします。ただ例外として、まだはつきり大蔵省当局と話をしておりませんが、振興計画を作らなかつた、当時は作る必要がなかつた人でも、その後災害等でやはり営農が非常に不振であつたというやうな人につきましては、ある程度そういう人も対象の中に入れていこうというかというやうな考えで、今、大蔵省と交渉はいたしております。

○東隆君 その今お話しになった分と、それからもう一つ、これはまあ上中下というふうにかりに分けまして、下の部分に属するもので、先ほど岡村さんが言われたやうな極楽往生早く逃げさせた方がいいだろうというやうな、見ようによつては離農させた方がいいだろう、こういうやうなものが三分の一あるのじゃないか、こういうふうに分けられておるのですが、その分についてはこれはどういふお考えをお持ちですか。

○政府委員(伊東正義) 三分の一という数字につきましては、いろいろこれ議論があろうと思ひます。われわれ考へておりますのは、先ほど御質問がございました三分の二が要振興開拓者ということになっておりますが、あと残り三分の一のものについては、及第生と言つたやうな語弊がありますが、開拓者によりまして、振興計画を作らぬで既存の農家を指導するやうな開拓者も実はございします。そういう及第生と、それから先生がおっしゃいましたやうな、これは何ともならぬじゃないかというのと両方がこれに含まれていゐるのだからというふうな考へております。それで先生のおっしゃつたやうな開拓者の問題でございしますが、これは実は三十五年は試験的でございします。まあ開引きという言葉がどうかと思ひますけれども、開拓地から外へ出てみた、あるいは移民に行きたいとか、あるいはほんとうにもう離農をしたい、あるいはほかに開拓地へ入つてもう一回やりたいたいという人、若干でございしますが、補助金を出しまして、それに便宜をはかっていくというやうなことをまあ試験的にやってみようという事で、三十五年度の予算に実は予算要求をいたしましたわけではございません。戸数が非常に少なくてどうもなう試験をしてみまして、おれはどうしてもだめだから離農する、離農しなければ何ともならぬというやうな人には、そういう補助金も出して離農してもらいたいというふうなやつていっただろうかと実は考へております。

○大河原一孝君 一点だけお聞きしますが、先ほど中田委員の方からも御質

問あつたと思うのですが、十五万戸のうち約十万户に近い不振開拓農家があるということですが、これは非常に社会的に見ても大きな問題だと思つたのですが、そこで、いろいろ政府が今までとつてこられた、開拓農民に対する対策等とつておられますが、特にそのような不振開拓農家がたゞさんあるという中には、第一に何が一番大きな不振の理由になつてゐる原因になつてゐるかと思つたのですが、政府はしばしばこれは一般農家に対しても言つてゐるのですが、農業基盤の拡充であるというようにもいわれておられますが、特に私は開拓農家の場合を見た場合に、そういう農業基盤というものが整備されてゐないということも一つの条件になつてゐるのだらうと思つたのですが、何よりも私は国家投資が絶対少ないということが大きな要因になつてゐるのではないかと思つたのですが、そこで、たとえば開拓農民の方々が一番懸案とされてゐることは、土壌の改良だと、条件からいって、当然土壌の改良ということが強く叫ばれてゐるわけですが、一戸当たり、あるいは反当たり土壌の改良に対する国家投資等がこの資料では見えてゐないのですが、どの程度になつてゐるのか。わかりましたら、反当たりに対する土壌改良に対する国家投資がどの程度なされてゐるかということを知りたいのです。

す、反当約二千円くらいの事業費を使いまして土壌を改良するというようなことをやつておられます。

○大河原一孝君 別に灌漑排水ですか、こういう面に対しても、やはりそういう資料がございしますか、反当幾らというような。

○政府委員(伊東正義君) 今おっしゃいました御質問の土地改良の道路の費用が反当どのくらいに当たるか、あるいは水がどのくらいに当たるか、この御質問でございしますが、実はちよつと資料がございせんので、調べましてまたの機会に御答弁いたします。

○大河原一孝君 そこで、不振開拓農家の問題を考えたときに、特に全国的にそうだらうと思つたのですが、特に不振開拓農家の散在しておるのはいや、後進地域だと思つたのです。従つて、今後政府が—まあ今後の開拓政策は、先ほどいろいろ東委員の方からも質問ありましたが、これに対する答弁もあつたようですが、やはり今後の問題は今後の問題といたしまして、やはり既設の開拓農家に対する十分な政府のあたためか政策というものが必要ではないかと思つたのですが、今申し上げましたような、不振開拓農家が特に後進地域に存在してゐるということを考えてみる必要があるのではないかと、思つたのです。そこで、政府としては、特に後進地域における開拓農家に対する対策等がありまして、一つお聞きしたいと思つたのですが。

○政府委員(伊東正義君) 開拓者の中で不振の人が多いのは、先生のおっしゃいました後進地域といひますか、そういう方にあるということとはこれは確かでございます。それで、私も、

予算的な面といたしましては、その他の地域の不振開拓者と後進地域につきましての不振開拓者に対して差等を設けておいては、実に対策を立てるということはいたしておりません。これは、同じ考え方でも何となく黒字に転換するようになつてゐるかとやつておられますが、

実は、取り扱いといたしましては、たとえば住宅等については、そういう地帯におきましては木造のものよりもブロック建のもの等をいろいろ環境整備等では考えておるというようなことはいたしてありますが、不振開拓者自身につきましては差等は実は設けておりません。ただ、おっしゃいましたように、そういう地帯に多いので、いろいろな予算が重点的にそちらに使われておるということだけは確かでございます。

○大河原一孝君 いま一つ、なぜ私がそういうことをお聞き申し上げたかということになりまして、やはり今後の開拓政策の問題にもなるわけですが、やはり開拓農家がいわゆる営農の形をとつて十分にやり得るかどうかということとは大事な問題ですが、さらにこれは同時に、この開拓政策がしっかりと行なわれて、個々の開拓農民が営農としてやつていけるかということと同時に、そのことがやはり政府の考えておられる、いわば国土開発ですね、国土開発の一環としての農業開発に通ずるのではないかと、むしろそういうところを中心を置いて、いわゆる国土開発の一環としての農業開発だということに基点を置いた上で、そして個々の開拓農業を開発していくということが、今後の農業政策、開拓政策として大事ではないかと、僕はさう考へておるわけですが、その点に対する政府の

御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(伊東正義君) 開拓の目的でございしますが、先生おっしゃいましたように、国土の資源の高度利用をはかつていくというところは、私は開拓の一本の大きな柱だと思つておられます。それからもう一つ申し上げましたことは、先ほども出しましたが、開拓は既存の農家の対策としてやはりこれは考えていくべき問題である。その二本の柱で—国土の高度利用という問題と、開拓によつてまた既存の農家の振興もはかつていくという二つが大きな柱でなからうかというふうに考へておられます。

○森八三三君 二、三お伺いします。最初、開拓農家全体の所要として、この対象になります。短中期資金の総額はどれくらいになりますか。先刻、肥料資金で四十億というふうなお話がありましたが、対象は肥料資金だけではなくて、その他にもあるはずでありますので、一応、短中期資金の所要総額というのはいくらになるか、お見込みを……。

○政府委員(伊東正義君) おそらく、三十五年度の見通しでございますが、総額で申し上げますと、この保証制度で利用できますのは約三十億ぐらいじゃないかというふうに見えておりますが、経営資金の総額は約四十億になりはしないか。百四十億ぐらいのうちに三十億ぐらいがこの制度でいけるといふような形にならうかと思ひます。一番大きいのは肥料でございしますが、三十五年度の必要総額は百四十億ぐらいというふうに踏んでおります。

○森八三三君 そこで、その百四十億というものが開拓者全体の短中期資金の所要見込み総額で、そのうちで保証を要せずして、自己でまかなひがつくような立場における農家、それからこの制度によつて信用を付与してやらなければ調達の困難であるというものを、さらに、自己でも調達はできませんし、この保証の対象にもなり得ないで脱落していくようなもの、この三つに内容は分かれると思ひますね、その百四十億の区分の見込み、これは見込みです。からしかりしたものは出てくるはずはありますが、どう考へておられるでしょうか。

○政府委員(伊東正義君) 百四十億の中で、まかないができるという人は、これは三分の一足らずのものだらうというふうに考へております。それで、あとの三分の二の中で、全然この制度を利用できない、ほかの商業資本等から借りるという人もあるわけでございますが、そういう人の率がどのくらいかということ、今ちよつと資料がございせんので、どのくらいの率になりますか、後ほどもう少し検討してお答えさせていただきます。

○森八三三君 その資料はあとでおわかりになつたらお願いいたしますが、この制度の対象になる開拓農家は、いかの協同組合に組合員として参加をしておると思ひますが、この制度の構成が、この説明によると、地方協会の構成が、開拓農業協同組合を都道府県で、その構成をしておるようによつて見受けられますが、この制度を利用する立場における農家は全部開拓農協に構成されておるのかどうかということはいかがですか。

○政府委員(伊東正義君) この制度を利用する人はほとんど全部開拓農協に

入っております。

○森八三一君 私がお尋ねいたしますのは、開拓者が全部開拓農協に構成されておるのではないのじやないか、一部は普通農協にも構成されておる開拓者が存在しておるはせぬかと思うのです。そういったしますと、普通農協に構成されておる開拓者にして、この制度を利用することによって営農が完全にく人は、この制度の恩恵にはあがらないということになるような気がいたしますが、そういうことにはならぬのかどうか。もしそういうことになるとすれば、国家的なこの制度というものが開拓農家には公平に及ばないというへんばなことになるという心配を持つのですが、その辺はどうですか。

○政府委員(伊東正義君) 開拓者が農協に入っております形は、先生がおっしゃいましたように、開拓農協だけに入っておりますものと、それから開拓農協、総合農協の両方に入っておりますものがござります。この制度の対象にしてやっておりますのは、開拓農協に入っております人を対象にしてやっております。これは総合農協から金融を受けてやっておりますという形をとっております。ほとんどこれは開拓農協に入っております人、これを対象にしておるという形をとっております。

○森八三一君 そんなんですが、開拓者という立場に立てば開拓農協に組織されておる人であらうと、総合農協に組織されておる人であらうと、同じような国家的な施策が及ばなければいかぬのではあるまいか。総合農協の組合員たる立場におるから、それで何らの

信用付与がなくても十分やっていけるというふうに割り切ってしまうことは、少し無理があるような気がするのですがね。そういうことになりまると、自己の信用だけでは総合農協から要する資金というものを満足に供給してもらえない。もし、この制度が利用できるれば総合農協でも満足な供給ができるというふうなことになる。つまり、信用が付与されるかいかどうかによって、営農が完全にくかどうかという差異を作るといふ存在があるのじやないか、その辺をどうお考えになるのか。

○政府委員(伊東正義君) 開拓農協の問題でござりますが、開拓者が、先ほど申し上げましたように、両方へ実は入っているようなものもござります。私は、この制度から出てくる問題は、そういうやり方によって私はこれは救われていくだろうというふうな考えでおります。実は、総合農協に入っております地域等の実例を見ますと、大体総合農協が、しいといひますと、経済的に力を持ったところとござります。今の実情は開拓農協に入っております保証協会の保証を得て借りる場合と、その制度を使わぬで、総合農協からの単独で借りているという場合と、両方ござりますが、実情は、先生のおっしゃいましたように、この保証制度がないので、総合農協から金が借りられぬという開拓者は実は少ないのじやないかというふうな私どもは見ております。

○森八三一君 まあ実態は、今、局長のお話のようなことになっておるかとも思います。そしてまた、総合農協でありますれば、その開拓者自身の信用というものが十分でなくて、融資をすることに多少の不安がありまして、

組合員中のごく一部の存在であるというところで、そこで、組合意識を奨励して、そういうような方に対してもある程度無理をしても貸してあげるといふようなこともあり得ると思うのです。思いますが、中には個人的な信用がないということのために拒否されるという場合も起きると思うのです。そこで、この地方協会の実体というものを充実せしめて参りますために、必ずしも開拓農協というもののだけに、対象にしないで、開拓者が組合員たる存在としておるという農協でありますれば、開拓農協も、総合農協も、ひとしく地方協会の会員といひますか、そういうものに網羅していくことが、地方協会の内容を充実していくという点からも……と申しますのは、地方協会に対して、それぞれ開拓農協が出資をしておるわけですから、開拓農協は開拓者だけで組織しておる場合が多い。といひますと、資金的にも非常に困難になっておるのが実情なんです。ですから、総合農協も会員に網羅していけば出資なんか非常にふえていく。それが開拓農協の方に非常な裨益をするというか、恩恵を与えるようなことになっていくような気がするのですがね。出資額に応じて比例して保証が行われるというのであれば、私の申し上げるようなことはなくなりまして、が、地方協会の運営というものは出資額に応じての保証ということではなくて、総合的に行なわれておると思ふのです。といひますれば、比較的資力のある組合を会員に網羅していく。といひて、開拓者が全然ないものを拾い上げるというわけにはこれはい

持つ総合農協で、そのうち二十人なり十五人なり開拓者が入っておるという場合も、その総合農協は地方協会の組合員たる資格がとれるということにすることがいいのじやないか。そうすると、その十五人のうちに信用を付与してやれば営農資金が満足に調達ができるというふうな人についても、非常にスムーズにいくのじやないかと、こういう感じを持ちますが、そんな点はどうなんでしょうか。

○政府委員(伊東正義君) 開拓者が一人でも二人でも……一番小さい場合でござりますが、そういうものも考えたらどうかという御意見でござります。が、現在の仕組みは、開拓者が七割以上入っているところでないといふような実態は仕組になっております。

○森八三一君 現在の仕組みがそうになっておりますことは、おそらく私の申し上げるようには拡大していくと、その地方協会の運営がとすると力のある方に牛耳られる。そうして開拓者の非常に難儀をしておる人が運営の際に浮かんでこないというふうな政治的ないろいろな問題も起るという危険があるからというところであらうと思ひますが、私はそういう点については、協会の運営をいたしますための役員とか、そういうものの選任についてはどういう資格がなければいかぬというふうな規定を作っておけば、そういう点は排除できるような思ひます。これは今すぐこの提案されておる法律に直接どうこうという議論をするわけではございせんけれども、国の施策として、あるいは地方自治体の施策として、開拓者に対する営農資金というものを満足に供給してその実をあげてい

こうということであれば、たとえ少数の存在でも、同様の恩恵が与えられるようにすべきではあるまいか。その場合に、今申し上げましたような総合農協でも、その組合員中に存在しておる開拓農家に対しては手を差し伸べるといふふうにしてやたらどうか。その場合には、その総合農協が会員たる資格を獲得するようにしてやらなければならぬ。そういうことにいたしますことは、地方協会の内容を充実して参りました、この制度の発展に相当の貢献をもたらすであらう、こう思ふのです。しかし、それによって運営が開拓者の線から離れていくようなことがあつては大へんですから、それについては別に制限をするような、そういうことを排除するような規定を設けておけば、それは心配のないようなことになり得るのではないかと、こう思ひます。そのことは今の問題ではありま

せんけれども、私は開拓者がほんとうに生々發展していけるように、しかも、それが全開拓者に公平に及ぶように考えるためには、考究していい問題のように思ひますので、これは将来の問題として一つ御研究をいただきたいと思ひます。

それからここに増資計画というのが一応ございまして、三十四年の七月から三十五年の六月までの増資計画と、三十五年の七月から三十六年の三月までの増資計画、その合計額一億一千八十二万二千円ですが、この数字は何を根拠にして出てきたものか。今度一億の中央協会に対する政府出資をするというに逆につじつまを合わせていくという計算から出たものではあるまいと思ひますが、どこからこれは出てき

の手当、それは先ほどお伺いしました三十億、こういうことでそれが一戸当たりにするという、融資は、内地、北海道、全国で一戸当たりどのくらいになるのか。それから三十四年度末における開拓者の負債の状況は、ここに資料がございしますが、その負債、開拓者一戸当たりの負債の関係を、三十五年度の、ただいまいろいろ申されまして融資の関係をですね、これについてちょっと御説明願いたいのですが、というの、開拓農家は非常に大きな負債を背負っておりまして、いろいろな融資の施策を講じて、負債のために実際に営農資金として借りたものが、その目的が達せないのではないかと、そういうような心配が出てくるので、そこら辺の負債の担当と、それから一般の営農、あるいは各種資金との関係が、三十五年度でどのように調整がとられているのか、この点を一つ御説明願いたい。

○説明員(正井保之君) 御質問の第一点でございますが、系統資金を活用するに際して、この融資保証によつての裏づけ、これは先ほど申し上げましたように、三十億を一応予定しておりますが、そのほかの制度金融といたしましては、政府の資金で特別会計から出されるものが四十億、それから公庫資金で特に開拓者のために設けられておりますワタが十五億、それから自作農資金としまして個人負債の整理とか、あるいは災害等のために特に必要を生じた場合の借りかえ資金等に充てるために、自作農資金、これは十五億、それから直接制度金融といたしまして用意をいたしておりますのが七十億、こういうことに相なります。

この融資と、新たに融資されまうのと、すでに開拓者が背負っております負債との関係でございますが、御案内の通り、せっかく開拓者も逐次整備が充実して参りまして、生産自体は逐年伸びておりますが、一方、すでに借りております資金の償還期に入りまして、この償還のための経費というものが、せっかく伸びつつある開拓農家というものの進展を妨げておることは事実でございます。そこで、後ほどまた御審議を願います三つの法案に関連いたしますが、私どもとしましては、開拓農家、特に振興対策を必要とする農家の場合、その償還条件を緩和するというところで、特別法の用意をいたしておる。それによりまして、これは当該開拓者の所得と、それから生計費あるいは経営費、それと償還をしなければならぬ要償還額、こういうものを勘案いたしまして、償還を無理に強行いたしますと、ますます負債がふえる、あるいはせっかくの伸びつつあるものがとまってしまうというふうな、非常に無理を来たすものにつきましては、条件を緩和いたしまして、従来、先ほど御質問がありましたけれども、とかく開拓者の資金は種類が多くて、口数が多くて、事務的にも煩瑣であり、また開拓者の個々の農家にとりましても、自分の負債の状況が実ははっきりしないというふうなことも等々ありまして、非常に不合理な状態になつておりますので、これらをあわせますとともに、条件を緩和する、その内容は、困窮と申しますか、まずい程度によりまして五年の据え置き、十五年の償還というふうな形と、それから

据え置き期限を置かないで十五年の償還というふうな緩和ということと、二段階に考え処理して参るというふうな考えをしております、せっかくのこれらの前向きな投資が底抜けにならないように、すば抜けのないようにというふうなことは、実際の運用上十分考慮して参りたいと、かように考えております。

○北村暢君 ただいまの負債のための借りかえ処置としての総額が、農家の負債のうち、まあ三分の二程度というの、不振開拓農家である、従つて、十四万のうち約十万人近いものが不振開拓農家で負債をしようておる、その負債の残高が三百五十二億ある。これは三十四年度末で、系統資金の負債の貸付残高が三百五十二億ある。もちろんこれは負債でありまして、このうち償還能力ある者ももちろんあるでしょうが、このほかにもその他の負債として、系統金融あるいは市中銀行その他金融機関から借りてゐる負債、これはまあ相当高利のものでしょうが、約三十億から四十億ある。こういうような状態の中で、一体そういうような処置を要する開拓農家の負債の総額というの、一体どのくらいのものになつておるのか、またそれに対してただいまの特別法による借りかえ処置というものが万全にいくのかいかなのか、そのうちの何%しか救えないのか、そこら辺の事情をもう少し御説明願いたい。

○説明員(正井保之君) 御質問の点でございますが、負債の総額、貸付残高の総額、これとまた不振の状態に陥つてゐる開拓者の実情、こういう点からして、条件緩和をするのに該当する負債の額あるいは対象の農家の見当はどうであるかという御質問でございますが、この点につきましては、実はなお若干の大蔵省との折衝が残つておりまして、きちんとした基準が、まだ話し合いがついておりません。それで、ただいまの御質問でございますが、どの程度の開拓農家が条件緩和の対象になるかということにつきましては、実は私も試算をいかにしてあります。その試算の概要は、現在開拓農家の生産額が大体三百五十億前後というふうな考えられておりますが、この十四万戸にどういふふうに所得の階層が、粗収入の階層が分布されておるか。それから、いろいろと経営形態の異なつた農家があるわけでありまして、これを、そのうち、粗収入のうちどの程度が所得として一体考えていいものであるか。これは経営形態によつて、経営比率、粗収入のうち経営のために支出を要する経営費の率でございますが、こういうものから推定をしなければならぬ。そこで、所得階層別の開拓農家の分布を推定するわけでありまして、さらにそのうち、今度は農外所得がまたこれに加わるわけでありまして、この推定が入つてくる。今度、は支出の面でございますが、支出の最も大きなものは申すまでもなく家計費でございます。この家計費の関係を特に問題にするのが、どの程度の生計費を予定するのが妥当であるかという問題が一つございまして、その次には家族構成、この分布がどういふふうな一体分布しておるであろうかということが一つあるかと思ひます。さらに、このたくさんな負債、これを借りてゐる状態がどんなふうな借りておるであろうか。これは全然借りていない、資金

によつては借りていない農家もありまして、また相当に借りてゐる農家もあるわけでありまして、そういう借入金金の負債の金額による分布状況、こういうものがあろうかと思うのであります。こういうものをずっと組み合わせていきました、そして所得と支出と、このバランスのとれないもの、あるいは困難なもの、こういうものを条件緩和の対象にする。こういうことにまあなつてくるわけでありまして、まことに申しわけないわけでございますけれども、実は開拓農家のうちどの程度が条件緩和の対象として取り上げなかならないかということについての数字が、ただいま御披露申し上げる、お答え申し上げる段階にまで至つておらないような状態でありまして、ただ言えることは、非常にまあ低所得の階層の農家が多うございまして、たとえば二十万未満の所得の開拓農家、これが四万余りあつたと思ひます。四万から五万あつたと思ひます。この程度になりますと、やはりこれは生計を営みながら負債の償還をしていくということが非常にまあ困難というところでございまして、少なくともそういう人たちは十分に緩和の対象にして参らなかなければならぬ、ということから考えまして、まあ非常にこれは荒っぽい推定になりますが、戸数としては半分以上の戸数の方、これはやはりそういう条件緩和の対象になるというふうなことを考えておるような次第でございます。

○北村暢君 ただいまの答弁で、私はその問題は後ほどの法案で出てくるからね、この問題詳しくお伺いしませんかね。ただいまのような答弁だと、やはりまだ心配は非常に残つてゐる。それ

はせつかくやはりこの基金ができて、保証やって、短期の営業資金というものを借りても、実際にその目的に使われるような形になっていかないのじゃないか。まあ非常に負債で苦しんでおるものですから目的外に使用せられる。従って、いろいろな開拓の融資の制度、あるいは今のように入証制度によります融資のための信用の増加のための制度、こういうようなものをやってもその目的を達しない場合が出てくるのじゃないか。そういうことを心配するから、そういう点をお伺いしたのですが、今の答弁ですというとはまだはっきりいたしません。

そこで重ねてお伺いしますが、この制度によりまして、何といいますが、融資を受けられる、営業資金を受けられるというのは、先ほどの森委員の質問に対しても、まあ三分の一かその程度でなからうかと、こういうようなこととでございましたが、実際に金を借りたいというのは各開拓農家もみな同じだと思ふのです。その場合に、やはり金を貸すということになれば、この償還というものをまず考えるから、信用程度においても比較のある者、こういうことにならざるを得ない。従って、まあ今度のこの開拓融資保証法の目的である、せつかくの目的で、今答弁のありましたこの条件緩和をされるべきそういう負債を持った人というものが往々にしてこの融資の対象にならない場合が出てくるのじゃないか、こういうふうなことが心配される。従って、質問したいのは、この保証制度というのは、今申したような一番条件の悪い人に対して保証制度が確実に実施されるのかされないのか、従来の経験から

いってどういふふうな実情はなっているのか、この点一つお伺いをいたしたいと思ひます。

○説明員(正井保之君) 御質問の通り、何らかの措置をしなければ経営資金がなかなか獲得できないというふうな農家のためにこの制度はできておるわけでありまして、従いまして、できるだけそういった人たちが所要の資金を借りられるようにというふうな配慮をしなければならぬことはお説の通りだと存じます。この制度自体もそういう意味合いでできて参ったのでございまして、まさにその通りでございまして、一面融資保証のこの建前は、開拓農家、国、県あるいは一部開拓者の団体からも出ておりますが、そういうふうなみんなの拠出した金でもって、まあ相互に保証し合うというふうな建前で、相互保証というふうな建前にこの制度は立つておると思ふのです。そこで、やはりこの資金につきましても、借りたものは着実に返すという建前で、その相互保証のお互いのためには、これをやはり盛り立てていかなければならぬというふうな性格のものであると思うわけでありまして、また一面、もしもこの保証によりまして借り入れた金が償還できない場合には、その金融機関に対して代位弁済しますという保証がありますから、金融も従って容易にできるという建前でございまして、基金はできるだけこれを維持しながら、ますます必要な資金全部がまかなえるように大きく発展していかねばならぬ。つまり、資金がだんだん減っていくというところは、お互いにこれは努力して避けていかなければならぬ、こういうふうな性格のものであらうかと存じます。そこで、この建前といたしましても、運用上これによって借り入れた資金が実は延滞しておるとか、あるいは代位弁済に立ち至るというふうな場合には、その者に対してさらに新しく融資をするということについては制限的に扱わざるを得ないというふうな運用なり建前になっておる面があるわけでありまして、そこで先生の御質問のように、実はそういうふうなまじりくった人は、ほんとうに何とかめんどろを見てやらなければならぬ人ではないかということとでございまして、この制度の建前との関係で、無制限にそれに応ずるといふふうなことができないわけでありまして、むしろそういう状態に至る原因がもしも災害であるならば、これは履行延期というふうなことをいたしまして、いわゆる延滞なり代位弁済の対象にしないというふうな措置を考えるわけでありまして、あるいは基本的にはいろいろと施設の整備が足らないとか、そういう問題があるかと思ひますから、そういう問題が現在振興対策として建設工事なり施設の整備なりいたしておりますが、そういうことでむしろ基本的には条件を整えていくということを考えておるわけでありまして、そこで、こういった資金の延滞を来たした場合に、ただいま申しましたように、それがやむを得ない災害等の理由であれば、これは履行延期という措置を考へる。そうでなくて延滞等の場合、あるいは代位弁済がありまして、その者の、さらに次の資金を借り入れて後の営業の計画なり償還の計画というものが適正であるというふうな場合には、これにもやはり貸していくという

運用は、そういう道も用意いたしておりました、従いまして機械的にもう全部だめだということではなしに、制度の建前上守らなければならぬ範囲の制限はつく、しかし、見込みがある者、あるいは履行延期の措置等のとれる者はやるといふふうなようにいたしております。先ほども申しましたように、条件の悪い者は別途の対策をもって整備しながら進んで参るといふふうな考えでおるわけでありまして。

○北村暢君 開拓者の中で、大体三分の一程度は、開拓が成功して、既存の農家と同じくらいいける。それからあとの三分の一は、何とか政府で施策をとれば開拓者としてやっていける。あとの三分の一は、これはもう離農寸前であつて、何とかしてもこれは相当思ひ切った手段をとらないという開拓農家として成り立たない。こういうような状況にあるのではないか、大まかに言うと。その場合、今私の聞いておるのは、この一番悪い離農寸前にあるような三分の一くらいの非常に極端な、不振の開拓農家というものは、おそらく保証協会といえども私は保証するようないで金を貸すような形にはならないのではないかと、今申されたような建前からいって、借りたものは払わないで保証しなければならぬから、そういうような点からいくと、この開拓農家の三分の一を占める非常に程度悪い不振農家というものは、従来のこの保証制度によって融資が相当程度いっておるのか、いっていないのか、その点をお伺いしたかったのです。

○説明員(正井保之君) 非常に実際的な問題でございまして、必ずしも正鵠を得ていないかと思ひますが、融資保証の建前は、その資金を必要とする営業計画、当該年度の営業計画、そういったものが適正であり、また借り入れた資金を、当該年度の経営によって償還ができるというふうなめどさえあれば、これは一般的に、他の負債状況と、これは無関係にございませぬけれども、一応は切り離して考えていくのじゃないか。従いまして最初から、どうにもその資金を使うことによつてなされる経営からはとても出てこないという場合は別でございまして、そうでなければ、この短期資金としまして、貸付の対象として差しつかえないし、また貸されるべきだろうというふうな考えをわけございまして、実際の場合に、どんなふうな具体的に、階層別に、そういった農家に対して、どの程度貸されておるかということにつきましては、ただいま資料がございませぬので、的確には答えられませんが、建前としてはそういうものであり、そのように運営されているのじゃないかというふうな考えをもちます。

○北村暢君 その点おわかりにならないので、来年度予定の三十億というものが、一体どの程度に資金の手当をして、そういう開拓農家全体にどの程度に使われるかということに、行政として非常にまじりくたないか、非常に心配なんです。そういうことが、私にお伺いしておるのは、いろいろな融資の道を講じて、十何年やってき

て、なおかつ不振でどうにもならない

て、なおかつ不振でどうにもならない

て、なおかつ不振でどうにもならない

て、なおかつ不振でどうにもならない

という開拓農家があるのですから、それでお伺いしているのですよ。そういうところが、対策として、今後開拓農家は整理してしまふのだ、開拓農家を今度やられるというのは六百戸ですか、試験的にやられるというのは、これは百戸の間引きをやったって、これは百戸ほどにもならないというところは、はつきりしておる。開拓農家をやるという方針であれば、従って、約七千万円の予算で六百戸の間引きをやったから、これは開拓はいないというの、これは試験的だと思つておつたから、いいと思うのですが、まさに試験的だと思つたのですが、そういうことで、三分の一の開拓農家に開拓農家を整理してしまふというなら、またそれなりに話はおかるのですが、大部分のやほり借りかえ措置なり何なりで、何とかして不振開拓農家を盛り立てて、何とかかんとか一人前の農家に育てようという考えだということ、そこら辺までやり徹底して行政的に配慮がなされてないという、金は融資の対象でやっておりますというところは、それが三分の一の人が借りたのか借りないのかというような場合に、一体どの階層の人が借りておるのかわからないようでは、それは私は行政にならないと思う。ほんとうに不振農家を救おうと思ったら、そこへせつかくワケはやってあるけれども、一向金はいってないといふことになれば、これじゃ全然行政にならない、そういう点を私は先ほど来聞いている。従って、三分の一を占める既存農家と一致したような農家は、そう保護しなくたって——保護は必要でしょうけれども、程度の問題として

は非常に違ふのじゃないか、こういうふうには感ずるものですからお伺いしているのです。今後この点は十分注意していただく必要があるのじゃないか、こういうふうな思ひますね。

○仲原善一君 保証協会が地方と中央と二つあるようでございますが、その運営の実態といふますか、財政的にどういう収入があつて、どういふ費目でおられるか、その現状をお知らせ願ひたいと思ひます。

○説明員(庄野五一郎君) お答えいたします。中央保証協会の事業でございますが、今年度六月までが三十四年度の保証協会の年度になるわけでございまして、三十四年七月一日から三十五年六月三十一日までが三十五年の予算でございますが、本予算年度においては、運営基金としては、先ほど申しました一億増資しようという基金が積んであるわけでございまして、その基金の運用益で大体人件費それから事業費、そういう点をまかなつております。それで予算は中央保証協会が三千万七千五百円でございますが、そのうち人件費と事業費を合わせまして千五百万円というふうになっておりますが、なお地方協会の事業の事務費の補足というふうなことで、中央保証協会から一千六百二十万円を、地方協会に交付金として交付いたしております。これによつて地方協会が保証業務を運営する、で、地方保証協会は自己の基金の運用益と、それから中央保証協会から参ります交付金、そういうものによつて保証業務をやる、こういうことになっております。本来この基金は、いわゆる保証業務を目的とする

ものでございまして、保証業務に附帯する開拓者の指導とか、そういった点を合わせてやっておりますが、大体保証業務を中心として運営いたしております。

○仲原善一君 基金の運用でございしますが、これはどういふところに今預金かなんかしてあるわけなんです、地方、地方を通じてお話をしたいと思ひます。

○説明員(庄野五一郎君) 中央の基金は四億九千九百五十万円現在でございます。これは一億政府出資をふやすわけでございまして。現在農林債券、農林中央金庫の定期預金、そういうものに預金いたして運用いたしております。これは業務方法書で預金先、そういうものの利用先が決定されておる、それによつて農林債券と、農林中央金庫に預金いたしております。

○仲原善一君 地方はどうなつておりますか。

○説明員(庄野五一郎君) 地方も同様と心得ております。

○仲原善一君 その基金は、代位弁済などの場合には、取りくずしていいことになつておりますか、それとも何か一定額は確保しておくことになつておりますか、その辺はどうなんですか。

○説明員(庄野五一郎君) 一応事業年度ごとに余裕金があれば、準備金として積み立てておりますので、準備金で代位弁済をやり、それで足りないときには基金を取りくずして代位弁済をやる、こういうことでございまして。

○仲原善一君 地方の県庁などで実施する基金は、これは義務づけがあらうか、それとも自由ですか。

○説明員(庄野五一郎君) 義務づけはございせんが、われわれといたしましては、開拓者が出資いたしますと同額以上を、県にお願ひするように、指導でこれは確保するようにいたしております。

○仲原善一君 次に、利子の問題であります。開拓連なり、あるいはこの開拓農協が、短期資金について年で七分六厘六毛、それから中期で八分五厘で利ざやを取ることになつておりますが、これはどういふことに使われるのでしょうか、利ざやの収入は、しかもこれは県の開拓連と、それから組合と協議してその割合をまたきめるといふことになつておりますが、その利ざやはどういふ点にお使いになるのか。

○説明員(庄野五一郎君) 短期の資金は、大体貸付が一年以内でございまして、手形貸付で中金からの、金融機関からの貸し出し利息は二銭一厘でございまして、これが開拓農家の借り入れ率は二銭三厘になつておりますので、県開連あるいは開拓組合の利ざやというものは二厘でございまして、その二厘につきましては、県開連と組合が協議の上、大体配分をきめるといふことになつております。これにつきましては、保証業務につきましては、開拓者からの保証の申し込みをとり、それを中金にまよめて提出して、中金といふところの交渉をやり、あるいは中金から借りまして金の償還等のために、開拓農協を通じて開拓者に償還の督促をする、そういう保証業務に大体これが使われております。中期の資金は、これは大体家畜とか、あるいは農機具等で三年以内、大体原則二年でございまして、三年以内で証書貸付になつております。年八分五厘で中金から出しますが、夫端の貸付には九分以内といふことになつております。原則として五分以内が県開連、あるいは組合利ざやがある。これもやはり長期と短期の間に分けてやつておりました。同様に保証業務に必要な連絡なり、通知、通信その他の準備に使われる、こういうことでございまして。

○仲原善一君 ただいまのお話で、保証業務の事務にお使いになるということですが、実際は保証を受ける組合員と受けない組合員があつて、実際の使用は組合全体のいろいろな経費に流用されたりすることがあるのじゃないか、ろうかといふことが、組合によつてはあろうと思ひます。本来からいへば、これは利ざやの分は、結局金利を安くするために、それだけは取らぬことにして、組合運営のいろいろな費用というふうなもの、全体の開拓農協の事務費というふうな形で、別途これは政府等であらうかと思ひます。利ざやは取らぬこととして、その分だけは実際の利用者の金利低下に充てるといふようなことを考えますが、そういう点については、どういふふうにお考えでしょうか。

○説明員(庄野五一郎君) われわれといたしましては、開拓者の借り入れまする資金についての利子は、できるだけ安いことを希望いたしております。開連なりあるいは組合等に、できるだけ節約して開拓者の負担を軽くするようになつて、こういう要望はいたしている次第でございます。なお、これについては

○仲原善一君 地方の県庁などで実施する基金は、これは義務づけがあらうか、それとも自由ですか。

中金等でもいろいろ交渉しまして、中金といましては、年八分五厘というものは相当低い金利だというふうにわれわれは承知いたしている次第でございますが、ただいま御指摘のように、組合といたしましても、いろいろ事務費が要るわけでございますが、政府でこれがある程度軽減の措置を講じたらどうか、こういう趣旨の御質問でございますが、われわれといたしましては、開拓組合の育成強化ということについては、かねてから非常に努力をいたしているわけでございまして、先般来からも御指摘がありましたように、組合員が非常に少ない、あるいは組合の開拓者の経営経済が非常に悪い、そういったことが原因しまして、大体弱小組合が多くて非常に貧弱だ、こういう点が開拓行政の一つの大きな問題でございます。その点につきましては、あらかじめ財務整理といったような形で、組合の財務の再建をはかるために、経理事務に堪能な人を県で委嘱しまして、開拓組合に平均三カ月でございますが、場合によりましては六カ月、あるいはいは組合では二月というようなことになりましたが、大体平均三カ月程度の経理指導をやりまして、それは国の補助によるわけでございまして、補導員で経理指導をやり、組合の再建に資したい。そういう点で、できるだけ組合の育成強化の道を開いていこう、こういうような考えで努力いたしておりますし、なおまた試験的にございしますが、三十五年度からは非常に弱小組合が分散しているといったところも、できるだけ統合をはかって、合同事務所等を試験的に作らして、その合同事務所に必要な経費を国から補

助していく。そういったような配慮もやって、それがうまくいけば、そういった点をさらに強力に進めていて、将来の組合の育成強化をはかり、そして一本立ちができるようになったところで、あるいは開拓組合として一本立ちする、あるいは場所によっては総合農協と合併した方がいいところは合併する、そういったようないろいろな方向にこれを持っていきたい。そういう基盤の整備をはかりたい、こういうことでございます。

○仲原善一君 次は、代位弁済についてお伺いしたいのですが、昨年の十二月末現在で、資料によつて拝見しますと、代位弁済をやりました総額が二億三千万円でございますか、そのうちで回収したのが一億一千八百万円、求償権の残高が一億一千三百万円ばかりまだあるというわけでございしますが、これが最終的にはどうなるのですか。その代位弁済やったのが、もちろん求償権は発生しておりますけれども、それがどうしても支払えないという場合には、どういふ措置を最終的にはおやりになるつもりですか。

○説明員(庄野五郎君) 大体これは求償権になりまして、地方協会あるいは代位弁済いたしました中央保証協会から開拓組合あるいは開拓組合を通じて開拓者から返済していただくというところになるわけでございまして、た

だいまの回収率は、五割程度は大体回収が済んでおります。最近の状態ではこの政府資金の、三十五年度といたしましては政府資金の借りかえ措置、条件緩和でございますが、新しい法律を御審議願わなければなりません、それによつて政府資金を大幅に履行延期

していく、あるいは旧債である個人の高利債を、大体三十五年度では五十一億程度全額で借りかえてしまふ、あるいは短期の天災資金、こういういわゆる災害による経営資金が、改善資金に大体ことし一億四千万円程度借りかえられる、そういうことになりま

すれば非常に負担が軽減されますので、開拓者といたしましても短期の経営資金ははずれにしてもこれは確保しない、経営に支障を来さすというのと、開拓者自身においても保証協会の保証になつておる分を返そう、まず第一にこれから返していこう、こうい

った非常に強い意欲がございまして、この回収率は徐々に上つていくものとわれわれは樂觀いたしておるわけでございしますが、どうしてもこれが最終的に回収できないということになれば、それは本質的に消却せざるを得ないのじゃないか、こう思っております。

○仲原善一君 延滞利子の問題ですが、これも、これはどのくらい取っておりますか。それからその帰属はどういうところになりますか、延滞利子の帰属は、

○説明員(庄野五郎君) 代位弁済前のものは履行期を過ぎますと日歩四銭の延滞金になります。これは中金の収入になります。代位弁済後におきま

すものは、これは求償権を持っております地方協会または中央保証協会の収入になります。

○仲原善一君 最後に、償還の時期の問題でございますが、この中金から出しておる短期、中期の資金の償還の時期ですね、これは従来は何か六月とか十二月とか画一的にやっていたように思いますが、現在はどうなつてお

○説明員(庄野五郎君) 実際に借り受け契約を締結したときから何カ月というところになりますので、六月とか十二月末とか、そういうふうには相なっておりません。

○仲原善一君 そういうことならいいのですが、実は農作物の収穫の出来秋ですね、そのときに償還できるように時期を改めてほしいという従来委員会の要望があつたように記憶しておりますので、今のお話のように借り受けたときから一年とかあるいは二年という

ことであればいいと思ひますけれども、従来は何か六月末とかそういう収穫日に関係のないときに納めるような格好であつたように記憶しておりますので、その点をお伺いしたいと思つて

○説明員(庄野五郎君) 今は先ほど御答弁申し上げましたように、借り受け契約を締結したときから約定期間というところになりますので、短期であれば大体六カ月、肥料資金等であれば年五回の回転でございまして大体二カ月ないし三カ月、そういうことになつております。画一的にやつたのじゃないかという御質問でございますが、そ

れは保証協会の前身であります信用基金で一時そういう制度がございましたけれども、ただいまでは先ほど申し上げましたような制度に切りかえて運営しておると存じますので、御心配の点はないと存じます。

○北村暢君 ちょっとお伺いしたいのですが、このきょういただいた資料ですが、この資料の8というところに、貸付累計額、それから償還累計額、こういう表がございまして、そのうちに代位弁済による求償権発生累計額、こ

ういうことになって二億三千二百二十万二千円ですか、これを代位弁済をやつて、回収をして、求償権の残高が一億一千三百十五万五千円、こういうことになっているようですが、そこへ今度は増資をするということなんですが、こ

この状態を見ていくというのと、代位弁済をやっているものが、昭和二十八年から三十四年まで二億三千万程度しか代位弁済をやつていない、こういうことが出ておるようです。これについて代位弁済をする額というものがこの保証協会の資金の状態からいって一

体どのくらいまでが健全な経営であるか、こういうふうに見ておられるのか。代位弁済が非常に多くなると、これはつづれてしまうということになるわけですが、どの程度までに考えられるか。

それからもう一つは、この一億一千三百万円というものは求償権の残高ですが、この回収見込みというものは、可能性というものはどの程度にあるのか。それから、現在保証額が十億四千九百万円になっておりますが、来

年度の保証総額が三十億ということを目定しておるようでございますが、この三十四年の十二月現在で十億というものが三十五年度で三十億というところと当ふくれるわけなんです、この数字の關係、現在保証額十億と来年度の三億との關係、これを一つ御説明願ひたい、そういうことです。

○説明員(正井保之君) 御質問の第一点でございますが、代位弁済の額がどの程度になるのが本制度の運用としては望ましいかということにつきましては、端的にこの程度ということとは実は非常にお答えしにくいと存じます。も

しも地位弁済が全然ないということになりますと、これは比較的安全な人のみに本制度が利用されたというふうなことがないかと思うのでございまして、むしろこういった制度による裏づけがほしい人、そういう人に資金が貸し出されるというふうなことがあります。

すれば、そのうちの若干の人はこれは延滞になったり、あるいは場合によってはやむを得ず代位弁済によって求償権が発生するというふうな事態にならざるを得ないわけでありまして、全然ないのいいというふうには一がいに申せないというふうに抽象的には考えております。ある程度の代位弁済による求償権の発生があつて、かつそれが相当にスピーディーにまた償還されてい

の残高が動いて参るわけでありますが、そういう意味で、実は三十五年度の終わりのころ、後半にかけてずっと伸びてくるということ、三十億の内訳のほぼ九割程度は、おそらくは肥料ということになるんじゃないかと予想しております。

○東隆君　今の北村君のお聞きになったものを、貸付期間別に分けるとどんなことになりますか。一年以上というものと、三年以内というのがありますね。これは一年以上というのが短期で、中期は三年以内というふうに考えるんじゃないんですか。どうなんですか、これは、この書き方は、一年以上三年以内を短期とするのですか。この5のところですね。

○説明員(庄野五一郎君) 配付申し上げました資料の四ページ、「保証に係る借入資金の種類及び貸付条件」・貸付期間の一年以上というのは一年以内でございます。ミス・プリントでございます。

○東隆君　そこで私のお聞きしたいのは、この一年以内の金額と三年以内の金額はどのくらいの割合になっていきますか、今までの貸付状況から見てですね。それから結局求償しなければならぬ残高は一体どちらに多いんですかな。そういう問題わかりませんか、そ

の中は、
○説明員(庄野五一郎君) 大体肥料、飼料というのが一年以内の短期資金でございまして、九割から九割五分程度が短期資金になっております。中小家畜、農機具といったようなものが中期資金でございまして、その比率が大体四分五厘から五分といったところでございます。短期の肥料、飼料が九割五分

くらいで、中期が大体五分程度、こういう比率になっております。まあそういう比率で運営いたしておりますののが、やはりその延滞になっているのが、どちらかと申しますと、短期の方の資金ウエートが高いので、そちらの方の分が多いんじゃないかと、こう推定いたしております。

○東隆君 私はその想定をすると、かえって中期で貸した分が残るんじゃないかなと思うのですが、中身は同じようなものなんです。8とこで見ますと、求償権の残高が現在の保証額のと、ちょうど一割程度ということになっておりますね。五ペーシです。その現在保証額というのが十億四千九百六十万になっておるわけですよ。そうし

て、求償権の残高が一億一千三百十五万ですからね。そこでざっとまあ一割程度のものが残っておるということになるでしょう、一応考え方によれば。そこで問題はまた、その短期と中期の關係で、私は、総額が短期の方が多いからと、こう言われますけれども、性格からいえば、私は中期のものに問題があるのじゃないかと、一年きりで払えないものを中期にしてあるのですからね。だから三年のものは代位弁済やっていないし、いろいろな形が出てくるのじゃないかと思うのですがね。そういうふうにくう理解する方が何だかわかりよいように思うのですけれども、その点はどうですか。

ういた面が非常に多いわけでございます。まあそういう面からいたしますと、農家としての、開拓農家としての負債の返し方の圧力というものは、やはり肥料資金等が一番大きなウエートを占めておりますので、そういう面にはやはり延滞分が起こっているのじやないかと私らは考えておるわけでございます。御指摘のように、中期の中家畜等は、二年の償還期限で返しておりますので、まあこの制度も、初めは肥料等の短期資金から始まって、ここ最近にまあ中期資金も道を開く、こういうことになつたわけでございます、それほど一億一千八百万という中のウェントはやはり短期資金の方が多いのじやないか、こう考えております。

○東隆君　実は、短期と中期の金利を比べますと、私は、その中期の方がだいぶ高いんですね。九分以内になる。

それから短期の方は八分三厘九毛、こ
うなりますから、どちらかというとな
期の方が安いのです。それで、これは
操作の關係その他からですから、これ
は逆にすべきじゃないかと思うのです
が、中期の方をかえて安くして、そ
うして短期の方を少し高くした方がい
いようにも考えるのですが、それから
總体としての保証法ですから、保証の
關係なんかがあるから少し高くなって
いるということも理解をするのです
が、この保証の關係でもって、中期の
やつは長い間保証するという關係が高
くなるのですが、どういうわけですか。
○説明員(庄野五一郎君) 保証をいた
しますので、金利は一般の金利よりも
安くしてあります。危険率が低いとい
うことで、保証料は取っておりません
ので、保証の關係で金利が高くなると

いうことはございません。中期の方が率が悪いじゃないかと、こういうことになります。一年以内の手形貸付は、これはまあ手形金利ということ、一般の農手が二銭五厘でございしますが、これは保証しておるといふような関係もございまして、二銭三厘に下がっておるわけでございます。中期の方は一般金利、こういうことでございします。それで、差があると思いますけれども、われわれとしてもできるだけまあ安い方がいいということで、御指摘の点いろいろ検討したいと思ひます。

○東陸君 それから少し別になりますけれども、農林漁業金融公庫の關係とですね、それから北海道に、この前の例の、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法という法律ができて、そうしてこれは開拓農家にも実は流される資金で、金利は五分五厘なんです。ところが、この資金は開拓農家にはなかなかいかないし、北海道の農家にもなかなか貸付ができないような仕組みになっておる資金です、見ようによつては。それで、私どもは、どうしてもその前提として負債整理をやらなければこの資金は入りませんぞと、こういう意見を述べておったわけですが、開拓農家というものは、これが実にシヴィアに響いてくるわけです。というの、いただいておる資料から見ますと三百七十七億円です。開拓地における生産総額は一戸当たりは二十五万六千円、これが平均の額だと、こういうわけですね。経営面積その他から推していくと、北海道の方はこれよりも多少粗収入がいいかもしれせん。ところが、この二十五万六千円で

は寒冷地の金融臨時措置法によるのは
いかないわけですね、これには一戸当た
り三十五万円以上の粗収入がなければ
貸さない、こういうふうになってお
るのですから、そうすると、これはも
う開拓農家は軒並みにこの資金が借り
られない、こういう形が出てくるので
す。そこで、先ほど午前中に私が質問し
た、三分の一について営業振興計画を立
てて、そのものには臨時資金を融通し
ていくんだと、こういうお話で、残り
の三分の一というのはどうなのかと
いうと、きわめて経営のいいものと、
それから安楽死をさせなければならぬ
ようなものと、二つを含んでいるの
だ、こういうことになったわけですね。
そこで、私はその上部に位置する開拓農
家ですね、これがその資金を、北海
道の寒地資金を借りられるかどうか、
もし借りることができればこれは問題
でないのです。だから、それが入って
いくという条件と、この営業振興の開
係でもって計画を立てるものと、間に
開きができる、これは非常に気の毒な
状態のものは一番中堅のところはひど
い目に会う。こういう問題が起きてく
るので、そのかね合いは、これで計画
的に考えがつかず、漏れるもの
ができてくると思いますが、その漏れ
るものを救済することができませんか。
そういう点ですね。

○説明員(正井保之君) ただいま寒冷
地畑作振興資金と開拓農家の関係の御
質問がございましたが、実は北海道の
開拓農家二万七千戸ございしますが、そ
のうちのほとんどが——約九割以上
だったと思いますが、その程度が実は
振興農家ということになりまして、臨
時振興法に基づいて振興計画を立てて

いる方々、非常に残念ではございま
す、そういう状態でございまして、こ
の開拓農家につきましては、御承知の
ように、あるいは建設工事の促進であ
りますとか、あるいは振興計画に基づ
く所要施設に伴う家畜ですとか、機械
とか、そういうものの整備に伴う資金
を融通するというふうなことになる
おりまして、大体振興農家の資格を私
ども考える際に、実は経営面積と粗収
入、この関係を拾ったわけではござい
ます。その際に、開拓営業振興臨時措
法の施行規則でございまして、配分農
地面積、これが四町歩から六町歩未満
の開拓者の場合には、三十五万を割れ
ばこれは振興農家の一応資格がござい
ます、ということになっておりまして、
まあ、おおむね三十五万を北海道の場
合に割っているような場合には振興農
家というふうなことになるのじゃないか
と思うのです。従いまして寒冷地の方
の資金の対象にならない場合は、ほと
んど開拓者の、私どもの方の振興の対
象になるというの、実情じゃないかと
思っています。

○東隆君 その振興農家になれば、今
までの政府資金のものを借りかえをし
て、長期の延滞何かできて、そうし
て一つの、何といいますが、開拓計画
が立つわけですね。そこでその資金
を入れる可能性ができてくるわけ
です。そこで問題は資金の方は粗収入
三十五万というので切ってしまったも
のですから、ですから、三十六、七万
の収入があつて、そうしてその人が今
度はこっち側に、なの方に入らない
ようになるおそれがあるのではない
か。振興農家にみなほとんど全部入
てしまふのだと、こう言われるけれど

も、三十五万以上の粗収入があると省
かれるおそれがあるのではないですか。
○説明員(正井保之君) 基準を、先ほ
ど申し上げましたように四町から六町
の農地面積のもので三十五万を割るよ
うな場合には振興農家としての資格が
ある。あとは振興農家がそれぞれ営業
改善計画を作りまして、そうして組合
が組合として今度はまとめまして、そ
れを当該開拓農業協同組合の振興計画
ということに知事の承認を得た場合
に、これはいろいろと私どもの方の振
興対策のあるいは資金を貸すとかい
うそういう対象として取り上げま
す、ということになっておりまして、従
いましてまずそういう状態の場合は、
個々の農家として資格がございませ
ん、改善計画を作り、組合としてま
た振興計画をまとめておるはずでござ
いまして、あるいは若干そういうふう
に乗っかってこない場合があるかもしれ
ませんが、そういう意味ではほとんど
振興農家としての施策の対象になって
おるのではないかと、かように考えた
のです。

○東隆君 その大部分が振興農家の対
象になるのだというお話でしたら、そ
れは私はもう何とも振興計画は立たな
いという面はこれはいたし方がないけ
れども、振興計画が立つ農家は、これ
は全部合わせてみたらどうなんです
か。その部分を全部を対象にする。三
十五万なんというのをやってみて
も、家族数だの何だのから考えても
三十五万の粗収入でもって北海道で
もって生活が、普通の生活ができる
と思つたら、これは大きな間違いで
す。粗収入ですからね、これに狭義の生
産費を差引いたら一体農業所得という

ものはどれだけになるのですか。その
農業所得でもって、今は手一ぱいとい
うか、負債を償還する財源なんという
のはそこから出てこないのじゃない
ですか。だから、この形が、私は粗収
入を百万もということは言いませんけ
れども、これはもう少し粗収入を、せ
めて五十万ぐらいのところまで上げな
ければ、こちらの方は問題にならぬ。
三十五万で切られたら、これは大へん
ですね。家族数がちよつとも多かつ
たら問題にならぬ。その点は、金融公
庫の貸すときの、金のときは、生
産の面に経営計画を立てていくのに、
振興の方は、それからこちらの方は、
今までの負債だの何だのを計画的に償
還して、そして経営の何というか、基
盤を確立して、そしてその上に経営を
進めていくというのですから、その
目標を三十五万のところに持つてき
て、この間の関係でできるなんとい
うのは、これは間違いです。

○説明員(正井保之君) 私の説明が不
十分でございまして、補足させていただきます。
耕地面積四町以上六町未満、六町以上
八町未満の場合には、粗収入四十四
万、八町をこえる場合には五十万とい
うことで、実はさらに上の段階を設け
まして、それ未満の人は、これは開拓
農家として、これから特別の計画を立て
ていただき、また国としても特別の
施策をして、そうしてそういう条件を
整備して、計画的に振興対策を進めて
参りましょう、こういうときにとつ
たことでございまして。ただ三十五万とい
うことのみで御説明したのは、実は誤
りでございまして、十分でございま

せんでしたので、さらに上のところも
ちろん予定しております、四十万ぐ
らいの人も、耕地面積が七町であ
れば、これは通常の状態じゃない、特
に振興対策農家として取り上げて計画
を立てて参りましょうというふう
に、さらに上の基準のものを取り上げてお
るわけではございません。

○東隆君 そうすると、問題は、今度
は資金の方ですが、これは三十五万
円の粗収入がなければ貸さない、そ
ういうことになっておりますが、私は、
今の特別の資金を導入することによ
って、振興計画ができ、償還計画がで
けると、その農家に対しては、一定の経
営を拡張しなければいかぬのですか
ら、だから、それに対して開拓農家
に対しては、特別に資金を融通する。
これは五分五厘の資金ですからね、資
金としては非常に、自作農創設資金以
外の資金としては非常に助かる資金で
す。その資金が開拓農家にも少しぐ
らいは入つてもいいと思うのですが、こ
れがほとんど拒否された形になってお
るわけですね。その解決方法ございま
せんか。

○説明員(正井保之君) 実はこれは振
興局の方の所管で、寒冷地の畑作振興
につきまして、措置がとられたので
ございまして、実は私の局だけでは
ございまして、実は御質問の点につ
きまして、的確なお答えができないのは
残念でございますが、ただいま寒冷地資金
の非常に貸付条件の有利な点のお話
がございましたが、私どもの方で、振興
農家にいたしております開拓者に貸し
付ける、振興資金と申しております
が、これは従来五分五厘、三年据え置
きで九年償還ということにいたしてお

りましたが、寒冷地の畑作振興資金と均衡を保つために、北海道の場合は、この振興資金の五分五厘は元のままでございますが、据え置き五年、償還期間十五年、こういうことで実は歩調を合わせたような措置を、この法案でもって後御審議を願うというところで、貸付条件のバランスは保つようなふうには考えております。従いまして畑作振興資金と同様に、私どもの方から出ていく資金も同じような条件で貸付がなされるというふうな改正して参りたいというふうな措置を考えております。

○東隆君 そうすると、経営振興資金で出ないものは、畑作振興資金で開拓農家にも出る、こういうふうな理解しようにございますね。

○説明員(正井保之君) 開拓の場合の振興資金は、実は前に、昨年の三月末日までに、各開拓農家から組合としてまとめ、知事の方へ出してから、そこで承認を受けております。従いまして私どもの振興資金の貸付は、大体知事によって承認された計画に沿って、実施して参りたいというふうな考えておりますので、寒冷地畑作振興資金と、その方の事業計画と一致してあるかどうか、その点が問題であろうと思ひます。おそらくもし立てるとすれば、それに付加して、こういうふうな計画が具体的には立てられているのじゃないかと思ひますが、その辺が実ははつきりいたしません、個々について見ないと。

○東隆君 実は私の心配しているのは、先ほど大部分だというお話だったけれども、振興計画を立てるのは三分の二だと、こう言われたのですか

ら、そうすると三分の一残っている、しかも下層の者はどれくらいになっているか、それはわかりませんが、上層の部分でもってはずされる者も、開拓農家ですから、経営拡張したりなんかする場合には、この程度の資金が入っていないか、仕事が非常にやりづらいものでないか、こういうことを心配するものですから、ちょうどその法律が二つ出て、そうして間に入つて出ないものができてくると、これは大へん気の毒だと、こう考えたものですから、そういう点が救われれば問題ないわけです。それで開拓者の団体の方からは、その資金は借りることができないから、何とか借りられるような方法を考へてもらいたいという要請があるわけです。

○説明員(庄野五一郎君) 参事官からお答えいたしましたことを補足して申し上げますが、北海道の開拓者はただいまのところ二万八千五百七十戸ございまして、そのうち振興計画承認済みが二万一千五百十五戸、こういうことになっております。それで昨年振興資金の制度ができましたときに、政府から出しました振興対策資金の年限が、利率は同じですが、年限が五年十五年で二十年、それから政府資金は三年九年で十二年、ただし政府資金の方は、営業振換資金として乳牛を含んだ資金になっているわけです。乳牛といはサイロ、あるいは畑作の飼料畑に必要な種代、そういったようなセツト融資に政府資金はなっておりますが、(○)の方の公庫融資の方は乳牛が入っていない畑作振興の方にウェイトがいつている、そういうふうに承知

しております。それでわれわれといたしまして、(○)と政府資金の運営について、開拓者の方をどういうふうな組み合わせせていくかということ、相当研究をいたしまして、やはり年限の長い方が有利じゃないかというふうなこともありまして、(○)の方に均等に得るものは、やはり(○)の方は公庫融資でございます。金融ベースということもございまして、先生が今御指摘のよう、三十五万円というふうな点もございまして、これは私の承知いたしておりますところでは、振興目標が粗収入が、所得が三十五万円以上になるような営業振換計画を立てた場合に貸して、所得が三十五万円以上じゃないと貸さない、そういった貸付の基準じゃなくて、貸し付けた後の営業振興の所得目標が三十五万円以上になるような農家、そういうふうな私に了解しておいたわけでございますが、開拓者でなかなかそういう面がある場合には、政府資金で貸していいんじゃないか、すなわち(○)になれる場合には(○)で融資してもらつて、ただし場合によっては政府から乳牛だけの融資ができるような道を開いたらどうか、そういうような組み合わせを考へておいたわけでございますが、実は北海道につきましては、信連を、(○)は北海道の信連を通して融資するということになりまして、開拓者が農協に入っている者と、入っていない者とございまして、入っている者については問題がないわけでございますが、一般農協に、総合農協に入っていない開拓者について、なかなか手続が進まない、こういうふうに承知いたしております。その点について今鋭意折衝をいたしておるわけでございます

が、大体(○)を現在のところでは、四千戸程度希望しています。二重加入といいますが、総合農協に入っている二千戸程度は手続が順調に進んでおりますが、あとの二千戸程度は総合農協に入っていない関係から信連でまだ停滞している、その解決に公庫なり、道信連なりをお願いして折衝している、そういう段階でございます。

○東隆君 そうすると、ざっと開拓農家は七百戸ですわね、七百戸でそこが振興計画のないうところになりますね。

○説明員(庄野五一郎君) 七千戸です。○東隆君 七千戸ですか、振興計画がないのが、そうするとあなた何です。大部分じゃないですよ。あなたの言われておるのは、私は七百くらいだと思つて考へておりましたが、七千戸だったら二万八千戸ですから、大きく四分の一ですよ。四分の一ははるるるわけですか。四分の一ははるるる、今の四千戸の中にどれだけダブれるかという問題ですよ。

○説明員(庄野五一郎君) この営業振興とされておりますのは、参事官から説明がありましたように、一定の面積を押えまして、それまでに粗収入が達していないものを、営業振興計画を立てる資格ありとして、立てまして、認定したわけでございます。非常に営業不安定な者が振興計画を立てておるわけでございます。その申し込みなり、あるいはそれから除外されている者は、大体営業が安定している。営業振興の基準が大体開拓二十年以上であるか、あるいは組合員の二分の一以上なければ振興組合になれないという制限もございまして、開拓の営業振興計画を立て

られなかった方もあると思ひます。相当部分ありますが、一応それを安定している農家とわれわれは考へておるわけでございます。そういうところは(○)資金で当然やってもらつて、そうして改善計画を立てた農家については、政府資金でいくというのが建前でございます。政府資金のワケも少ないのでございまして、改善農家のアップ・クラスの方は場合によっては(○)で均等に得るものは(○)でいく。改善計画は立てないが一応安定しているという農家は、(○)でやってもらいたい。そういう指導をやっております。

○東隆君 今の(○)資金の方の四千戸というのは一年分ですか。開拓農家の方の振興計画のないのが七千戸だとすると、四千戸と七千戸だったら開拓農家全部ちやうだいしても、(○)資金の方は既設農家の方には一つもいらないことになつちやうです。その矛盾と、それから開拓農家でもって(○)資金のこない分ですね、これは借金の分はこれは今までの何でもってやつていく。そして辛うじて経営を統制していくというのが、下の分の七千戸に入っていると申すのです。それには当然(○)資金のような資金を供給することによって、経営を拡大していくべきである。そういう資金が別にないのですから、いい農家だ、こういうわけている農家でも、決してりっぱな農家じゃないのですから、開拓農家は、そこでその人たちは辛うじて(○)資金を借りる資格を条件を備えている。その備えているものは七千戸の中からXを引いた残りのものになるわけですから、これも、その部分が今の四千戸だ、ちやう

が、大体(○)を現在のところでは、四千戸程度希望しています。二重加入といいますが、総合農協に入っている二千戸程度は手続が順調に進んでおりますが、あとの二千戸程度は総合農協に入っていない関係から信連でまだ停滞している、その解決に公庫なり、道信連なりをお願いして折衝している、そういう段階でございます。

○東隆君 そうすると、ざっと開拓農家は七百戸ですわね、七百戸でそこが振興計画のないうところになりますね。

○東隆君 今の(○)資金の方の四千戸というのは一年分ですか。開拓農家の方の振興計画のないのが七千戸だとすると、四千戸と七千戸だったら開拓農家全部ちやうだいしても、(○)資金の方は既設農家の方には一つもいらないことになつちやうです。その矛盾と、それから開拓農家でもって(○)資金のこない分ですね、これは借金の分はこれは今までの何でもってやつていく。そして辛うじて経営を統制していくというのが、下の分の七千戸に入っていると申すのです。それには当然(○)資金のような資金を供給することによって、経営を拡大していくべきである。そういう資金が別にないのですから、いい農家だ、こういうわけている農家でも、決してりっぱな農家じゃないのですから、開拓農家は、そこでその人たちは辛うじて(○)資金を借りる資格を条件を備えている。その備えているものは七千戸の中からXを引いた残りのものになるわけですから、これも、その部分が今の四千戸だ、ちやう

は開拓農家は、(農)資金の方はお前らの方にはまず出さない、こういうことになつてしまふおそれが多分にある。農林省ではあつても局も違ふし、扱い方がだいぶん違つてくるのではないか。それから開拓農家については、先ほど言つた、信連系統を通さねば出ない、こういう条件もあるし、はなはだ開拓農家には酷な形が出てきはじめませんか。北海道の関係ですから開拓地としての北海道という前提のもとに考えていくと少し矛盾を感じますが、何か調節する方法ございませんか。

○説明員(庄野五一郎君) 今申し上げました改善計画を立てた農家は二万一千五百と、こう申したのですが、それについてこれは改善計画を一応立てて知事が承認しているわけですが、(農)の方にも振興計画を立てて、やはり知事が承認する。それに公庫が貸していく、こういうことになるわけです。ただいま申しました四千戸というのは、改善計画を立てましたクラスの上級の部でございます。それで、それは今まで立てました改善計画を、(農)の計画にちよつと手直しをやって借り入れる、こういう農家が大体四千戸、こういうことになつております。それから改善計画を立ててない七千戸の分でございますが、これは一般農家並みということ、その要件を備えれば、もちろん認定を受けて(農)資金を借りられる、こういうことになつております。われわれといひました、ただいまのところ改善計画を立てた中において、どういふふうな調整をやるかということで、改善計画を立てました二万一千五百の中の上層部分は、(農)で一つそれは大体やって

いくのが四千戸。中層以下は政府資金で三年九年度でございますが、三十五年からは、先ほど参事官から御説明申し上げました通り、(農)と同じ貸付条件に変更いたします。それで、略農振換資金として乳牛を入れた資金でまかなつていく、こういうふうな組み合わせになつております。

○東隆君 今のなにももつて話はわかつたのですけれども、二万一千戸のうちで四千戸は(農)資金が借りられるといふことですね。それならいいんです。私はそうではなくて、二万一千戸は振興計画でもつて資金がくる、残りの七千戸というのはこれは一般農家並みでこれはまた(農)資金の方に入ってくるのだ、そうするとダブるのは、二万一千戸のうち四千戸がダブるといふことなんですね。

○説明員(庄野五一郎君) そういうこととです。

○委員(堀本宜実君) 他に御発言もなければ、本案については、本日はこの程度にとどめます。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

午後三時四十二分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、米國コンプロ社の日本進出反対に関する請願(第一〇三三九号)
- 一、農業共済基金職員(農林漁業団体職員共済組合加入に関する請願(第一三三九号))
- 一、日高種畜牧場用地の一部開放に下げるに関する請願(第一三三〇一号)
- 一、北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(第一

一三三〇二号)

第一〇三三九号 昭和三十五年三月十一日受理

米國コンプロ社の日本進出反対に関する請願

請願者 鹿兒島県阿久根市鶴見町三〇九州水輪協内

紹介議員 吉田 法晴君

米國のコンプロ社と日本の味の素社及び東洋製糖の三社が提携して、ぶどう糖の製造会社を日本国内にあらたに設立することであるが、ぶどう糖の製造については、すでに昨年の下期頃から中小企業を主体とするぶどう糖水あめ製造業者による生産がすでに軌道に乗り、今後の発展が大いに期待されること、世界市場へその巨大な資本力をもつてめざましく進出している米國のコンプロ社が、あらたにわが國の二社と提携してその資本力と政治力を今後國內で發揮することになれば、中小企業者にすぎないわが國のぶどう糖水あめ業者の多くが将来の希望を失ない事業も行きさがるおそれもあるため、ぶどう糖水あめ業界は米國のコンプロ社の日本進出に對して、あけて反対であるから善処せられたいとの請願。

第一三三九号 昭和三十五年三月十四日受理

農業共済基金職員(農林漁業団体職員共済組合加入に関する請願

請願者 東京都千代田区(番町一

九農業共済基金理事長

紹介議員 田中 啓一君

農林漁業団体職員共済組合に加入でき

る者は、同共済組合法第一条の規定により、限定されておられ、農業共済基金の職員は現在加入を認められていない。しかるに一方、農業共済基金の職員である農業共済組合連合会や、基金類似の団体である開拓融資保証協会の職員は加入を認められているのであるから、基金職員の加入を認めないことは、はなはだ不合理な措置である。農業共済基金の職員は、本組合への加入を強く希望しているから、すみやかに所要の法律改正を行ない、組合加入が実現するよう格別の配慮をせられたいとの請願。

第一三三〇一号 昭和三十五年三月十七日受理

日高種畜牧場用地の一部開放に下げるに関する請願

請願者 北海道三石郡三石町本町六日高種畜牧場開放期成同盟内

今関辰馬外三十四名

紹介議員 野溝 勝君

北海道の総合的土地利用計画を確立し、その農業生産を高め、農村人口の適正配置をはかることは刻下の緊急事となつてゐるから、農林省所管の日高種畜牧場のうち、あまり利用されていない春別地区及び西倉下段地区を解放売渡しして、日高地方の農業生産の発展と農家次三男の安定就業を確保するよう格別の配慮をせられたいとの請願。

第一三三〇二号 昭和三十五年三月十七日受理

北海道大野地区総合かんがい排水事業計画変更に関する請願(二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町字

大川 木村清美外三百六名

紹介議員 亀田 得治君

今次行なわれようとしてゐる大沼導水による北海道大野平野総合かんがい排水事業計画は、農民の利益にそむき、北海道電力会社の利益に一方的に奉仕した計画である。六十年前からの農民の願ひである山ぞい路線は実現されないばかりか事業費の農民負担は農民の経済を根本的に破壊することになり、最悪の場合には離農者をも出すことが決定的であるから、現の大野平野総合かんがい排水事業計画をただちにとりやめ、受益者農民のために計画に變更せられたい。路線の變更ができない場合は事業を中止せられたいとの請願。

昭和三十五年四月四日印刷

昭和三十五年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局